

西東京市障害者基本計画・第2期障害福祉計画

(素案)

平成20年12月

目次

西東京市障害者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨・計画期間	5
2 計画策定の流れ	7
3 障害者基本計画策定の視点	
(1) 自立と社会参加を支援する	9
(2) 権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみを構築する	14
(3) 継続的な雇用・就労への支援を強化する	16
(4) 安心・安全なまちづくりを進める	18
(5) 理解と市民協働を推進する	21
第2章 障害者及び障害福祉関連施設等の状況	
1 障害者数等	
(1) 身体障害者の状況	24
(2) 知的障害者の状況	26
(3) 精神障害者の状況	27
(4) 難病患者の状況	28
(5) 特別支援学校等在籍者の状況	29
(6) 雇用・就労の状況	30
(7) 障害程度区分認定の状況	31
2 市内の障害者福祉関連施設	32
第3章 施策の体系	34
第4章 今後の障害者施策の展開に向けて	
1 地域で支える基盤づくり	
(1) 地域における支援体制の整備	35
(2) ボランティア活動の推進	36
(3) 障害者福祉基盤の整備	37
2 快適に過ごせる環境づくり	
(1) 障害と障害のある人への理解	38
(2) 人にやさしいまちづくりの推進	39
(3) 外出の支援	41
3 生きがいを持って暮らせるまちづくり	
(1) 育成支援体制の整備	42
(2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	44
(3) 適性や能力に応じた就労の場の確保	45
(4) 余暇活動・生涯学習活動の充実	46
4 安心して暮らせるまちづくり	
(1) 権利擁護体制の活用	47
(2) サービスの質の確保・向上	47
(3) 保健・医療体制の充実	48
(4) 緊急時対策、防災・防犯体制の充実	50

5	自分にあった生き方ができるまちづくり	
(1)	地域における生活基盤の整備	52
(2)	福祉サービスの充実	52
6	情報提供・相談体制のしくみづくり	
(1)	情報提供体制の充実	54
(2)	相談体制の充実	54
(3)	コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実	56
第5章	推進体制	57

第2期西東京市障害福祉計画

1	障害福祉計画推進の基本姿勢	
(1)	相談支援体制の充実	59
(2)	地域生活支援サービスの充実	59
(3)	就労支援体制の充実	60
(4)	施設の新体系への移行推進	61
2	基本目標（平成23年度の将来像）	
(1)	入所施設の入所者の地域生活への移行	62
(2)	入院中の精神障害者の地域生活への移行	62
(3)	福祉施設利用者の一般就労への移行	63
3	各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策	
	《総合的な自立支援システムの全体像》	65
	《障害福祉サービス利用の手続き》	66
(1)	訪問系サービス	67
(2)	日中活動系サービス	69
(3)	居住系サービス	80
(4)	相談支援	83
(5)	地域生活支援事業	84
4	障害福祉計画の着実な推進に向けて	
(1)	サービス提供の円滑化	95
(2)	サービスの質の確保	95
(3)	利用者負担の軽減に対する取り組み	96
(4)	財源の確保	97
資料1	西東京市地域自立支援協議会設置要綱	98
資料2	西東京市地域自立支援協議会等委員名簿	99
資料3	計画策定の経過	100
資料4	用語の説明	102

西東京市障害者基本計画

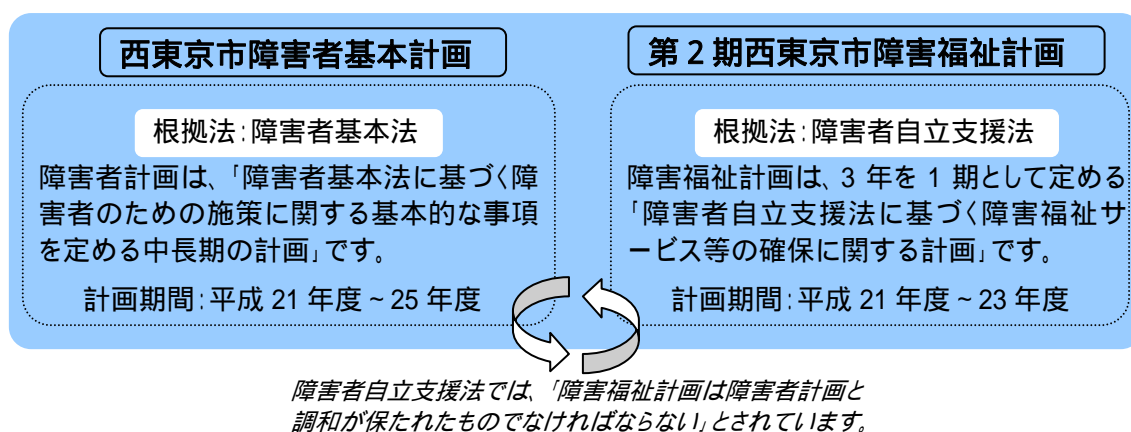
第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨・計画期間

本市では、平成16年度から平成25年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」に基づいて、障害者施策を推進してきているところですが、同基本計画策定後には、障害者自立支援法が成立するなど、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化してきており、計画を見直す必要性が出てきました。また、平成20年度は計画5年目の中間年にあたり、あらかじめ計画を見直すこととしていました。

一方、障害者自立支援法は、市に「障害福祉サービスに関する計画（障害福祉計画）」の策定を義務付けており、本市においても、平成18年度中に「第1期西東京市障害福祉計画」を策定したところです。同福祉計画は計画期間が平成18年度から平成20年度と定められており、平成20年度中には第2期の計画を策定する必要があります。

以上のような背景から、本市では、障害者基本法を根拠とする「障害者計画」と、障害者自立支援法を根拠とする「障害福祉計画」を一体的に策定し、「西東京市障害者基本計画・第2期障害福祉計画」としてまとめることとしました。



【計画の期間】

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
障害者基本計画			(前期) 障害者基本計画			(後期) 障害者基本計画				
第2期障害福祉計画			第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画				

【国・東京都・市の障害者福祉に関する主な動向】

年 月	内 容
平成 16 年 3 月	市 「西東京市障害者基本計画」策定
平成 16 年 5 月	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立
平成 16 年 12 月	「発達障害者支援法」成立
平成 17 年 6 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立
平成 17 年 10 月	「障害者自立支援法」成立
平成 18 年 6 月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)成立
平成 18 年 6 月	「学校教育法等の一部を改正する法律」成立
平成 18 年 12 月	「教育基本法」の改正
平成 19 年 3 月	市 「第1期西東京市障害福祉計画」策定
平成 19 年 5 月	「東京都障害者計画(平成 19 年度改定)・第1期東京都障害福祉計画」策定
平成 19 年 9 月	「障害者権利条約」署名(日本)
平成 19 年 12 月	「重点施策実施5か年計画」決定(障害者施策推進本部)
平成 19 年 12 月	市 西東京市人にやさしいまちづくり条例」制定
平成 20 年 3 月	市 西東京市障害者基本計画(改定)・第2期障害福祉計画」策定

障害者基本法の改正により、障害を理由とする差別の禁止等が明示されました。

発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進等を図るための発達障害者支援法が制定されました。

障害福祉サービスを質・量共に充実すること等を目的とした障害者自立支援法が制定されました。同法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害と障害の種別ごとにサービス提供のしくみが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供するしくみとなりました。

複数の障害に対応した教育を行うことができるよう特別支援学校の制度化等を行う学校教育法等が改正されました。

教育基本法が改正され、教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援が盛り込まれました。

公共交通機関、道路、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進等を内容とする高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定されました。

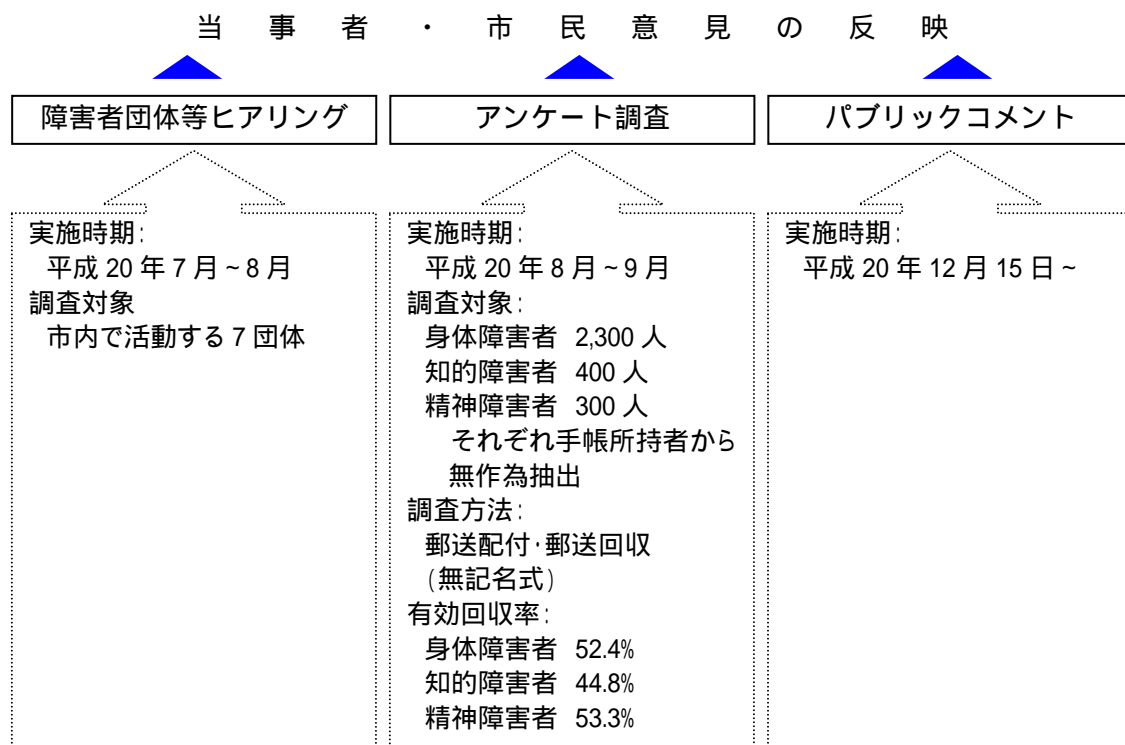
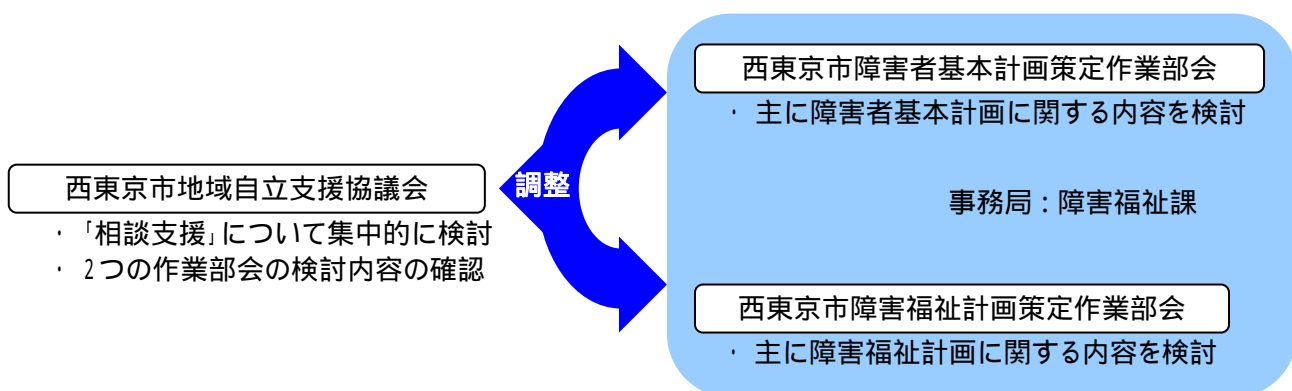
国連総会において、障害者権利条約が採択され、日本も署名しました。

2 計画策定の流れ

本計画のうち、障害者基本計画に係る部分については主に西東京市障害者基本計画策定作業部会で検討を進め、障害福祉計画に係る部分については主に西東京市障害福祉計画策定作業部会で検討を進めました。

また、西東京市地域自立支援協議会は、両作業部会からの検討内容の報告を受け、全体的な確認・調整を行うとともに、特に本市における相談支援体制について検討等を深めました。

その他、当事者・市民の意見を聴取するため、障害者団体等ヒアリング、障害者へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。



3 障害者基本計画策定の視点

本市では、後半の 5 年間に前にした見直しを行う障害者基本計画を策定する際に、次の 5 つの視点を重視しました。

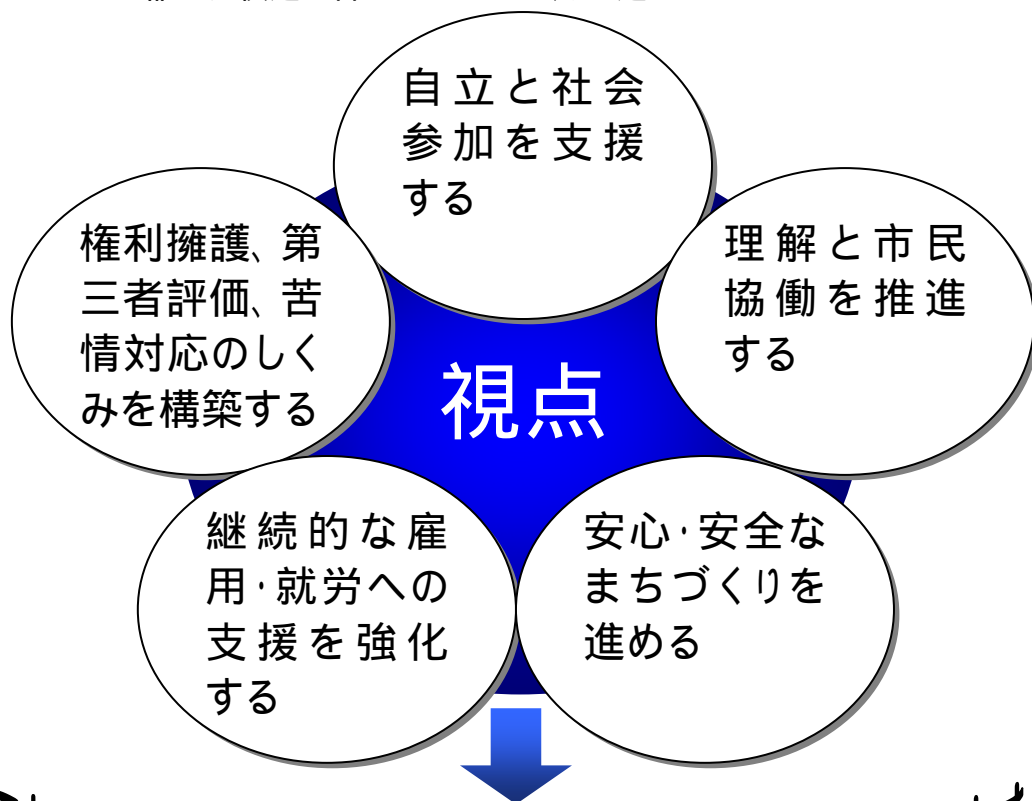
- 『 自立と社会参加を支援する 』
- 『 権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみを構築する 』
- 『 継続的な雇用・就労への支援を強化する 』
- 『 安心・安全なまちづくりを進める 』
- 『 理解と市民協働を推進する 』

なお、この 5 つの視点については、近年の障害者福祉の動向や「西東京市障害者基本計画」における計画策定の視点、西東京市障害者基本計画作業部会・西東京市障害福祉計画作業部会での議論の内容、アンケート調査の結果等を踏まえ、検討を進めたものです。

なお、以下の文中で「アンケート調査」と表記、またはグラフ・表を掲載している場合は、平成 20 年 8 月から 9 月にかけて実施した「身体障害者・知的障害者・精神障害者に対するアンケート調査」の結果を示しています。

計画の理念（平成 16 年度策定の西東京市障害者基本計画で設定）

障害のある、なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、
地域社会全体から必要な支援を得ながら、
誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める



これらの視点を踏まえて各種施策を具体的に進めていきます

具体的な施策は 35 頁から 56 頁

(1) 自立と社会参加を支援する

主体性・自立性をもった社会参加

どのように障害が重くとも、必要とする支援を受けながら地域でいきいきと暮らしていくことが自立につながることから、単に在宅サービスの量的・質的充実にも努めるだけでなく、障害のある人自身が主体性、自立性をもって積極的に社会に参加していけるように支援していくことが大切です。

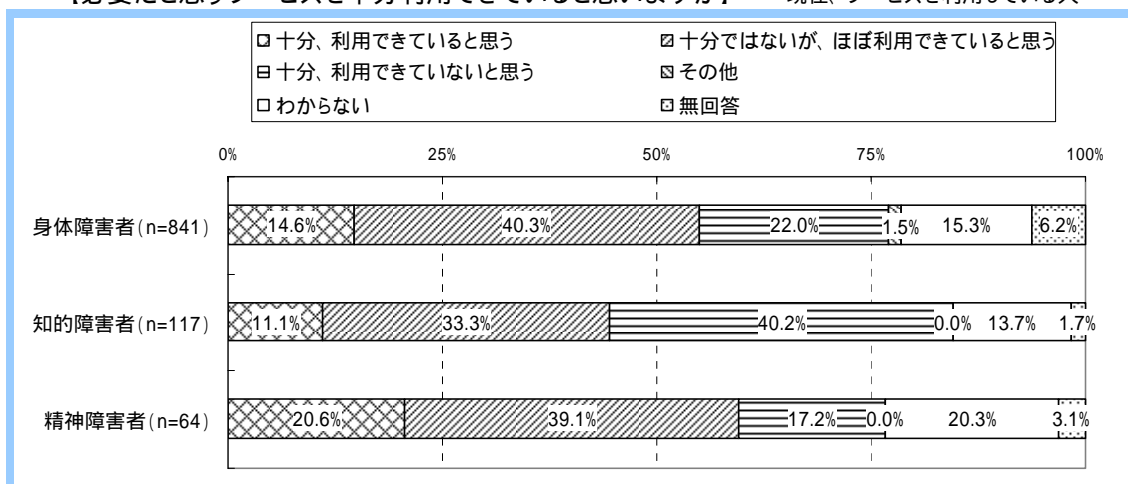
一人ひとりの状況に応じた支援

障害者施策は、高齢者施策や児童施策と異なり、範囲となるライフステージが広いことが特徴のひとつです。また、障害を有するようになる時期も、病気による障害、事故による障害、精神的な病気による障害、老化からの病気による障害など、原因によって様々です。そして、障害の種類や程度によって、支援の必要性や支援の内容は大きく異なるため、個々の障害の状況に対応したニーズを的確に把握し、一人ひとりの社会生活力を高めるきめ細かな支援を実施していく必要があります。

そのためには、第二期障害福祉計画の目標年度である平成 23 年度をめやすに、障害者自立支援法に基づくサービス等の市内における提供基盤の整備を進め、障害のある人が、自分に必要なサービスを選択し、受けることができる環境をつくっていくことが大切です。

アンケート調査結果では、必要なサービスを十分利用できていない理由として、多くの人が「どのようなサービスがあるかわからない」ことをあげており、今後はサービスの量・質の充実だけでなく、サービス内容の周知や利用に向けての支援等も積極的に進めていく必要があります。

【必要だと思うサービスを十分利用できていると思いますか】 現在、サービスを利用している人



【必要だと思うサービスを十分に利用できていない理由は何ですか(複数回答)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=173)	どのようなサービスがあるかわからないから 40.0%	支給要件に該当しないから 31.4%	自己負担が大きく、利用できないから 28.6%	利用の仕方がわからないから 27.6%	必要とするサービスがないから 23.8%
知的障害者 (n=47)	支給要件に該当しないから 25.5%	どのようなサービスがあるかわからないから 25.5%	利用の仕方がわからないから 25.5%	自己負担が大きく、利用できないから 17.0%	必要とするサービスがないから 14.9%
精神障害者 (n=11)	どのようなサービスがあるかわからないから 54.5%	自己負担が大きく、利用できないから 27.3%	支給要件に該当しないから 27.3%	利用の仕方がわからないから 27.3%	必要とするサービスがないから 9.1%

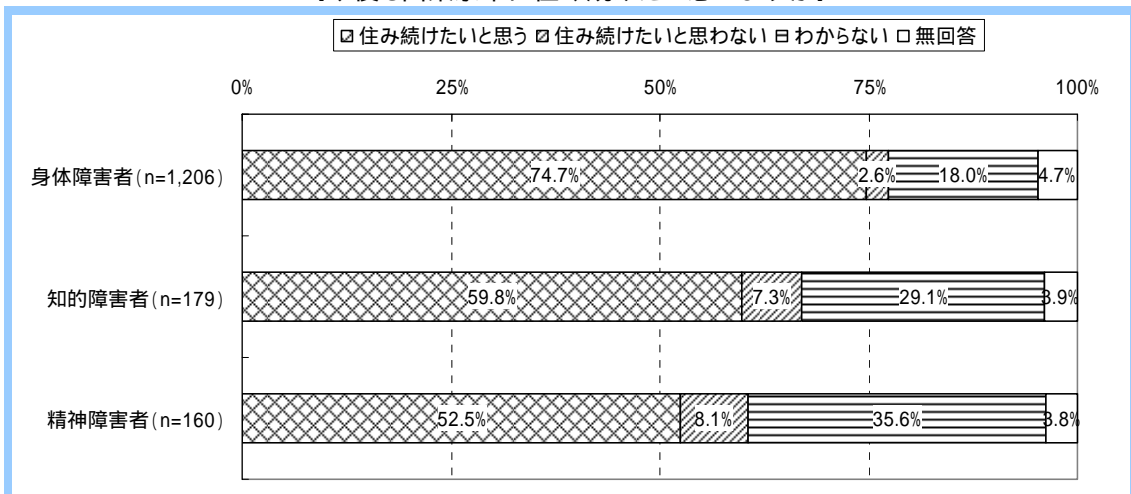
上位5項目のみ掲載

多様な暮らし方を選べるグループホーム等の整備

福祉施設から地域への移行を進めていくには、住まいの整備が大きな課題となります。障害のある人に配慮された住宅の確保や、グループホーム・ケアホームの整備が重要となってきます。

アンケート調査の結果では、身体障害者の75%、知的障害者の60%、精神障害者の53%が、今後も西東京市に住み続けたいと考えていることがわかります。今後は、本市内において、自分の生活スタイルにあわせた多様な暮らし方を選べるよう、地域での自立生活を重視した、グループホーム・ケアホーム等の整備を進めていく必要があります。その際には、単にホームを設置するだけではなく、障害の状況や暮らしの形態に応じた様々な支援が受けられるよう、一人ひとりを丁寧に支えていく体制を整えていくことが大切です。

【今後も西東京市に住み続けたいと思いますか】



【将来(今後)、あなたはどこで暮らしたいと思いますか】

	自宅で暮らしたい	ケアホームで暮らしたい	グループホームで暮らしたい	施設に入所して暮らしたい	病院に入院して暮らしたい	その他	わからない
身体障害者 (n=1,206)	76.8%	1.0%	1.7%	4.9%	1.1%	1.2%	5.3%
知的障害者 (n=179)	50.3%	7.3%	16.8%	10.6%	0.6%	1.7%	9.5%
精神障害者 (n=160)	78.1%	1.9%	2.5%	1.9%	1.9%	3.1%	5.0%

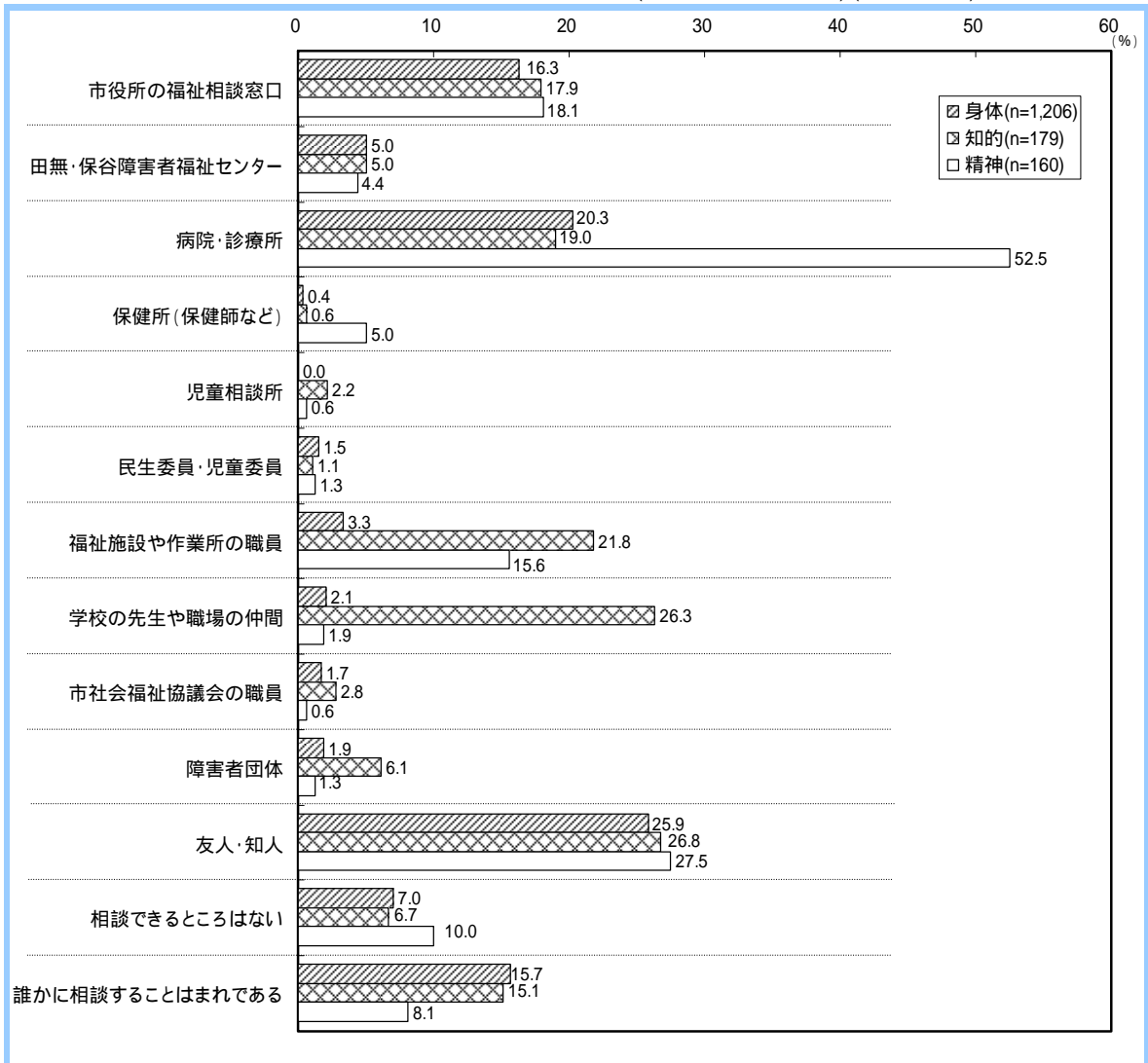
無回答は省略

ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援

障害のある人やその家族が抱える様々な問題についての相談支援体制を整備することは、地域での自立した生活を支えていくためにとっても大切です。その際には、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援が図られるよう、各種関係機関が連携・協力し、西東京市の実情にあったネットワークを構築していくことが大切です。本市における相談支援事業については、平成 19 年度に設置された西東京市地域自立支援協議会において、具体的な検討が進められています。

アンケート調査の結果では、身体障害者と知的障害者では約 7%、精神障害者では 10%の人が「相談できるところはない」と回答しており、これらの方々に対しては、様々な相談機関や相談方法があることについての周知、情報提供を行っていくなど、孤独化を回避する方法についても検討していく必要があります。

【悩みごとや心配ごとをどこに相談していますか(家族・親せき以外)(複数回答)】



必要な情報が、その情報を必要とする人に確実に届くために

情報の収集・利用などに大きな支障のある聴覚障害者や視覚障害者に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進める必要があります。また、知的障害者本人にも大切な情報がきちんと伝わるよう、情報提供や表示の方法などについても工夫が必要です。

【福祉サービスなどの情報を主にどこから得ていますか(複数回答)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,206)	市の広報紙 60.2%	都の広報紙 16.1%	テレビ、ラジオ、新聞 16.1%	病院、診療所 13.0%	友人、知人 10.8%
知的障害者 (n=179)	市の広報紙 50.3%	学校、職場、施設 31.3%	友人、知人 27.9%	家族、親せき 20.7%	障害者団体 13.4%
精神障害者 (n=160)	病院、診療所 43.8%	市の広報紙 41.9%	友人、知人 12.5%	都の広報紙 10.6%	家族、親せき 10.6%

上位5項目のみ掲載

(2) 権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみを構築する

サービス利用者を総合的にサポートする体制

支援費制度から障害者自立支援法と、法律や制度が変わっていく中、利用者が安心してサービス事業者を選択するためには、判断に必要な的確な情報が提供されるとともに、契約締結の支援や苦情対応、権利侵害の相談など、利用者を総合的にサポートする環境を整えることが大切です。

特に、障害者ケアマネジメントの手法を積極的に活用しながら、相談や情報提供などの体制について十分に検討し、本市の状況に即した各種支援策を実施していくことが必要です。また、あわせてケアマネジメント従事者の養成を図るとともに、障害のある人の生活全般に及ぶサービスが一体的・総合的に提供されるよう、関係部署・関係機関等の連携を強化していくことが大切です。

サービスの質の向上と苦情解決

事業者が提供するサービスの内容や質に加え、事業や組織経営の状態など、外から見えにくい部分も含めて、第三者が客観的に評価を行い、評価結果を公表するしくみである第三者サービス評価システムを、市内においても確実に進めていく必要があります。

福祉サービスの利用に関する苦情は、事業者が苦情相談窓口を設け、利用者と事業者の話し合いで解決することが原則ですが、利用者と事業者の話し合いで解決できないことや、事業者には言えない苦情や不満などもあることから、本市では関連機関と連携して保健福祉サービス苦情調整委員会（西東京市社会福祉協議会「権利擁護センター・あんしん西東京」に設置）が問題解決に向けて調整を行うなどの対応も行っています。今後も引き続き、サービス利用者が、苦情や不満を言いやすい、また相談しやすい環境を整えていくことが必要です。

権利擁護の視点

障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財産に侵害を受けることがあるため、権利擁護体制の確立や相談体制の充実が求められます。特に、立場が弱い人の権利を、断片的ではなく総合的に支援する体制を築いていく視点が必要です。

本市では、知的障害者や精神障害者など、判断能力が不十分な人の相談窓口として、また、成年後見制度の普及・活用を進めていくため、「権利擁護センターあんしん西東京」を設置していますが、今後はセンターのさらなる活用に向けた方策の検討を進めていくことも必要です。

障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約が、国連において採択されました。我が国もこの条約に署名しています。

【障害者権利条約】

障害者権利条約は、平成 18 年 12 月、第 61 回国連総会において採択され、我が国は平成 19 年 9 月に署名しています。

この条約は、固有の尊厳、個人の自律及び自立を尊重すること、差別されないこと、社会に完全かつ効果的に参加すること等を一般原則とするとともに、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全実現することを確保し、及び促進することを締約国の一般的義務としつつ、障害のある女子及び児童を含む障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらの人権及び基本的自由を確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

(平成 20 年度版障害者白書より)

(3) 継続的な雇用・就労への支援を強化する

西東京市就労支援センターを中心とした就労支援策の充実

雇用・就労は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱の一つです。今後も引き続き、障害のある人がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就くことができるよう、企業の理解と協力を求めるとともに、公共職業安定所等雇用関係機関の実施する支援策を活用しながら、障害者の雇用を積極的に進めていく必要があります。

本市では、「西東京市就労支援センター」を中心に就労支援を進めており、平成19年度には、登録者数72名のうち42名が一般就労に結びついています。今後も、「西東京市就労支援センター」を中心に、一人ひとりの障害の状況に応じたできる限りきめ細かな就労支援体制を構築していくことが大切です。

【西東京市就労支援センター「一歩」の活動状況】

- 登録者 84名(平成20年6月23日現在)
- 就労支援・生活支援実績

就労支援	職業相談(就労全般)	55件
	就職準備支援(適性、能力の把握、就労意欲や職業能力の向上等)	70件
	職場開拓件数(独自の職場開拓)	0件
	職場実習(通勤援助、職務分析等)	3件
	職場定着支援(契約内容相談、定期的訪問等)	59件
	離職支援(諸手続き、調整等)	11件
生活支援	日常生活支援(出勤準備、通勤生活リズムの調整等)	18件
	不安や悩みの解消(対人関係相談、福祉サービス利用援助等)	5件
	豊かな社会生活を築くための支援(余暇の過ごし方、金銭の使い方等)	29件
	将来設計相談(自活、結婚、出産等自己選択・自己決定に関する相談)	0件

【働くためにはどのような環境が整っていることが大切だと思いますか(複数回答)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,206)	健康状態にあわせた働き方ができること 45.0%	自分の家の近くに働く場があること 41.0%	障害のある人に適した仕事が開発されること 34.0%	事業主や職場の人たちが、障害者雇用を理解していること 33.5%	就労の場をあっせんしたり相談できる場が整っていること 31.7%
知的障害者 (n=179)	障害のある人に適した仕事が開発されること 67.6%	事業主や職場の人たちが、障害者雇用を理解していること 62.0%	就労の場をあっせんしたり相談できる場が整っていること 56.4%	自分の家の近くに働く場があること 53.1%	介助者と一緒に働けること 50.3%
精神障害者 (n=160)	健康状態にあわせた働き方ができること 64.4%	事業主や職場の人たちが、障害者雇用を理解していること 52.5%	自分の家の近くに働く場があること 48.8%	障害のある人に適した仕事が開発されること 43.8%	就労の場をあっせんしたり相談できる場が整っていること 38.1%

上位5項目のみ掲載

一人ひとりの状況にあった就労機会

障害のある人すべてが一般雇用の場で働くことをめざすのではなく、その人の適性と能力に応じて、可能な限り就労の機会を得ることができるよう、様々な就労の場を整備していくことが望まれます。

障害者支援施設等における就労については、工賃水準の向上を図ることも大切であり、本市においても、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設の受注機会の増大に努めていく必要があります。

(4) 安心・安全なまちづくりを進める

バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり

公共交通機関や建築物などの物理的な障壁、障害のある人は特別な存在であるという意識上の障壁、視覚障害者や聴覚障害者などが必要な情報を得られないといった情報面での障壁など、すべての障壁を除去（バリアフリー化）し、障害のある人もない人も同じように、あらゆる分野で自由に、思ったとおりに活動できるまちづくりを進めていくことが大切です。

また、まちづくりを進めていく際には、特定の障害に対応した障壁の除去だけでなく、あらかじめ誰にとっても快適な環境をつくるというユニバーサルデザインの考え方をもつことが大切です。

アンケート調査の結果では、外出の際に困っていることでもっとも多くあげられているのは、身体障害者では物理的な障壁に関する項目ですが、知的障害者や精神障害者では、周囲の人とのコミュニケーションの難しさが、外出を妨げている要因となっていることがわかります。誰にもやさしい福祉のまちづくりを進めていくには、ハード面だけでなく、ソフト面も含めて、総合的に考えていくことが必要です。

【外出の際に困っていることは何ですか(複数回答)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,206)	歩道が狭く、歩道に段差が多い 29.5%	建物などに階段が多く、利用しにくい 22.2%	道路に放置自転車などの障害物が多く、歩きにくい 18.8%	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい 17.0%	障害者用のトイレが少ない 13.6%
知的障害者 (n=179)	他人との会話が難しい 31.3%	歩道が狭く、歩道に段差が多い 16.2%	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい 15.6%	まわりの人の手助け・配慮が足りない 14.5%	付き添ってくれる人がいない 12.3%
精神障害者 (n=160)	他人の視線が気になる 29.4%	他人との会話が難しい 18.8%	付き添ってくれる人がいない 9.4%	まわりの人の手助け・配慮が足りない 5.6%	-

上位5項目のみ掲載

【バリアフリーとユニバーサルデザイン】

バリアフリー： 障害のある人などが社会生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、すべての障壁の除去という意味でも用いられます。

ユニバーサルデザイン： バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

災害時における要援護者対策

地震や集中豪雨等の災害時における要援護者対策の不安も聞かれており、自力避難の困難な障害のある人等に対する防災知識の普及や、災害時の適切な情報提供・避難誘導等の体制の整備など、災害時要援護者対策を十分に検討・構築し、安全で安心して暮らせる地域を作っていくことが大切です。

特に、地域における災害時要援護者の状況を的確に把握することは大きな課題となっており、今後、プライバシーに配慮した情報収集方法や情報の活用方法について、具体的に検討を進めていく必要があります。本市では、平成20年5月に「西東京市災害時要援護者登録制度に関する庁内検討会」を設置し、災害時要援護者の対応について検討を進めています。

アンケート調査の結果では、必要な対策として「避難しやすい避難所の整備」、「日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う」、「地域で助け合える体制を整備する」等が多くあげられています。

【災害に備えて、または災害時に、どのような対策が必要だと思いますか(複数回答)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,206)	避難しやすい避難所を整備する 47.1%	避難時の障害者用設備を配置する 37.2%	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う 31.8%	地域で助け合える体制を整備する 29.7%	緊急通報システムを整備する 28.0%
知的障害者 (n=179)	避難しやすい避難所を整備する 58.1%	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う 42.5%	地域で助け合える体制を整備する 41.3%	避難時の障害者用設備を配置する 40.2%	避難時の介助人などを確保する 39.1%
精神障害者 (n=160)	避難しやすい避難所を整備する 50.0%	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う 41.3%	地域で助け合える体制を整備する 32.5%	緊急通報システムを整備する 25.6%	避難訓練等への参加ができるようにする 13.8%

上位5項目のみ掲載

消費者トラブル（悪質商法等）の防止

「障害者白書（平成 20 年版）」によれば、全国の消費生活センターと国民生活センターに寄せられた「知的障害のある人、精神障害のある人、認知症高齢者等が契約当事者である相談」は、平成 11 年度以降、17 年度まで増加傾向にあります。

アンケートの調査の結果では、身体障害者の 5.3%、精神障害者の 7.5% が「振り込め詐欺にあった、あるいはあいそうになった」と回答しており、本市においても障害のある人の消費トラブルの防止について、有効な対策を検討していく必要があります。

【悪質な訪問販売や振り込め詐欺等があったこと、あいそうになったことはありますか。（複数回答）】

	身体障害者 (n=1,206)	知的障害者 (n=179)	精神障害者 (n=160)
不当に高額あるいは不必要な住宅リフォーム工事をされた(されそうになった)	3.0%	-	6.3%
訪問販売で高額な商品(ふとん、呉服、栄養食品など)を買わされた(買わされそうになった)	4.6%	3.4%	4.4%
支払い能力を超える多額のクレジット債務やサラ金債務を負担させられた(負担されそうになった)	0.7%	-	0.6%
知らないあいだに借金の保証人にされていた	0.2%	-	1.3%
振り込め詐欺にあった(あいそうになった)	5.3%	0.6%	7.5%

(5) 理解と市民協働を推進する

まずは市民の理解・協力

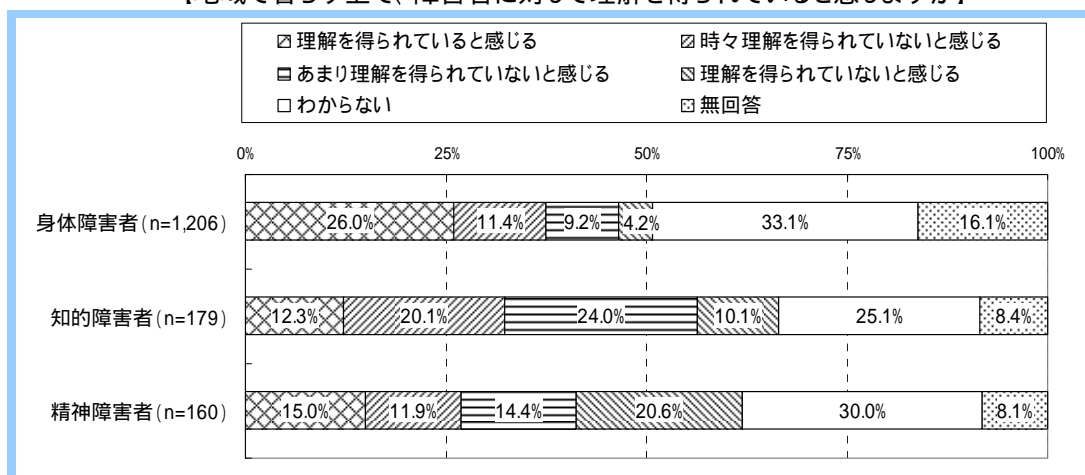
障害のある人たちが、当たり前地域（西東京市）で暮らしていくためには、市民一人ひとりが障害や障害のある人のことをよく知った上で、理解や行動をしていくことが大切です。

学校教育において、福祉についての正しい理解を深めることは重要なことであり、学習指導要領においても福祉に関する指導を進めることが示されています。本市においても、こどもの頃から、障害のある人たちに対する差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）をとりはらう心のバリアフリーを進めていくことが大切です。

アンケート調査の結果では、身体障害者の4.2%、知的障害者の10.1%、精神障害者の20.6%が、地域で暮らす上で「理解を得られていないと感じる」と回答しており、今後もいままで以上に、障害や障害のある人に対する正しい知識や情報の普及を進めていく必要があります。

国は、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と定め、障害や障害のある人に対する国民の関心、理解を深める多彩な行事の開催や広報・啓発活動を行っています。本市においても、障害者週間に限らず、様々な機会を活用し、広報・啓発活動を積極的に進めていくことが求められます。

【地域で暮らす上で、障害者に対して理解を得られていると感じますか】



社会資源をできるだけ活用

障害のある人本人の意思を尊重した地域生活を実現するためには、地域の様々な社会資源を活用した総合的な支援が必要になります。物的資源としては保健・医療資源、社会福祉資源、教育資源、職業関連資源などがあります。また、人的資源としては、ホームヘルパー等の介助に関わるものや、自主的な活動としてのボランティア団体等があります。行政は、地域の福祉サービスに対するニーズを把握し、地域の様々な社会資源から地域に必要なサービスが提供されるよう計画的に誘導していく役割を担っています。

地域の実情に即したきめ細かなサービスを提供するためには、NPO や地域住民団体との連携・協力による協働が求められます。また、当事者である障害者やその家族も含めた市民一人ひとりが自分の役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより、より西東京市らしいサービス体制を構築することができるものと思われます。

本市では、西東京市社会福祉協議会が実施主体となっていて行っている「ふれあいのまちづくり事業」など、既に地域に根ざした活動が活発に行われており、作業所等が行ってきた地域との連携を深める活動なども含め、今後も積極的に西東京市らしい活動を行政も市民も応援していくことが望まれます。

市民にできること、市民の役割

障害のある人に対して、直接サービスを提供すること以外にも、市民の果たせる多くの役割があります。子どもの頃から障害のある人との交流の機会を広げ、また、ボランティア活動等を通じて交流等を進めることは、障害や障害のある人に対する理解を深めることになり、ノーマライゼーションの実現の第一歩になります。

日常生活の様々な場面で支援を受ける側になった市民も、支援をする側になった市民も同様に、ノーマライゼーションを実現する意識を持ち、相互に理解を深めながら、それぞれができることに一つずつ取り組んでいくことも、市民が果たすことのできる役割といえます。

西東京市民の地域活動については、市が策定する「地域福祉計画」や西東京市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づき、今後さらに発展していくと思われますが、その際には、様々な活動の中に、障害のある市民が当たり前に参加できるようにしていくことが望まれます。

発達障害や高次脳機能障害などへの理解

発達障害や高次脳機能障害などについては、まだ十分な理解が得られず、誤解や偏見もみられることから、正しい知識の普及等、一層の理解促進に努めていくことが必要です。

発達障害や高次脳機能障害は、従来の施策では十分な対応がなされていません。また、まだ専門家が少なく、地域における関係者の連携も不十分であり、支援体制が十分整っているとは言えない状況です。本市単独で十分な支援体制を築くことは難しい面もありますが、今後は、本市における発達障害者(児)や高次脳機能障害者の実情の把握に努め、東京都あるいは近隣市と連携しながら本市における支援策を検討していく必要があります。

【主な発達障害の定義】

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

自閉症の定義(平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成):自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症の定義:自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

学習障害(LD)の定義(平成 11 年 7 月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋):学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥多動性障害(ADHD)の定義(平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋):注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能障害があると推定される。

(平成 20 年版障害者白書より)

【高次脳機能障害】

外傷や脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等有する障害です。

なお、東京都が平成 19 年 10 月に実施した「高次脳機能障害者実態調査結果」の報告書によれば、都内の高次脳機能障害者は 49,508 人と推計されています。

第2章 障害者及び障害福祉関連施設等の状況

1 障害者数等

(1) 身体障害者の状況

平成19年度末の身体障害者手帳登録者数は4,696人で、平成18年度からは84人増加しています。平成15年度からの4年間では、457人の増加となっています。

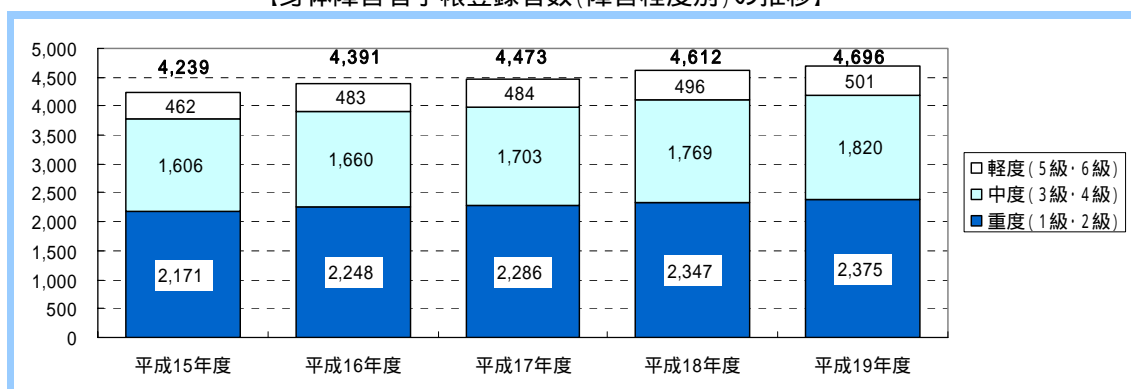
障害の程度別にみると、1級が1,575人(33.5%)、2級が800人(17.0%)となっており、1・2級をあわせた重度が約半数を占めています。

【身体障害者手帳登録者数(障害程度別)の推移】

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合計	4,239人 100%	4,391人 100%	4,473人 100%	4,612人 100%	4,696人 100%
1級	1,402人 33.1%	1,461人 33.3%	1,512人 33.8%	1,543人 33.5%	1,575人 33.5%
2級	769人 18.1%	787人 17.9%	774人 17.3%	804人 17.4%	800人 17.0%
3級	684人 16.1%	691人 15.7%	706人 15.8%	714人 15.5%	711人 15.1%
4級	922人 21.8%	969人 22.1%	997人 22.3%	1,055人 22.9%	1,109人 22.6%
5級	267人 6.3%	279人 6.4%	281人 6.3%	282人 6.1%	285人 6.1%
6級	195人 4.6%	204人 4.6%	203人 4.5%	214人 4.6%	216人 4.6%

各年度末現在
重複障害を除いた実登録者人数

【身体障害者手帳登録者数(障害程度別)の推移】



障害の種類別にみると、肢体不自由が最も多く、約半数を占めていますが、全体に占める割合はここ数年、徐々に小さくなっており、平成18年度からの増加数は、内部障害が34人と最も多くなっています。

【身体障害者手帳登録者数(障害種類別)の推移】

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
合 計	4,382人 100%	4,512人 100%	4,595人 100%	4,764人 100%	4,841人 100%	
視覚障害	349人 8.0%	349人 7.7%	343人 7.5%	346人 7.3%	346人 7.1%	
聴覚障害	343人 7.8%	354人 7.8%	363人 7.9%	407人 8.5%	419人 8.7%	
言語障害	105人 2.4%	110人 2.4%	106人 2.3%	114人 2.4%	121人 2.5%	
肢体不自由	2,313人 52.8%	2,361人 52.3%	2,373人 51.6%	2,426人 50.9%	2,450人 50.6%	
内部障害	心 臓	612人	641人	672人	695人	712人
	じん臓	300人	310人	321人	348人	354人
	呼吸器	134人	131人	133人	137人	139人
	小 腸	6人	6人	6人	5人	7人
	膀 胱	72人	72人	69人	68人	64人
	直 腸	134人	158人	181人	189人	198人
	その他	14人	20人	28人	29人	31人
	小 計	1,272人 29.0%	1,338人 29.7%	1,410人 30.7%	1,471人 30.9%	1,505人 31.1%

各年度末現在
重複障害者を含む

(2) 知的障害者の状況

平成 19 年度末の愛の手帳登録者数は 861 人で、平成 18 年度からは 35 人増加しています。平成 15 年度からの 4 年間では、135 人の増加となっています。

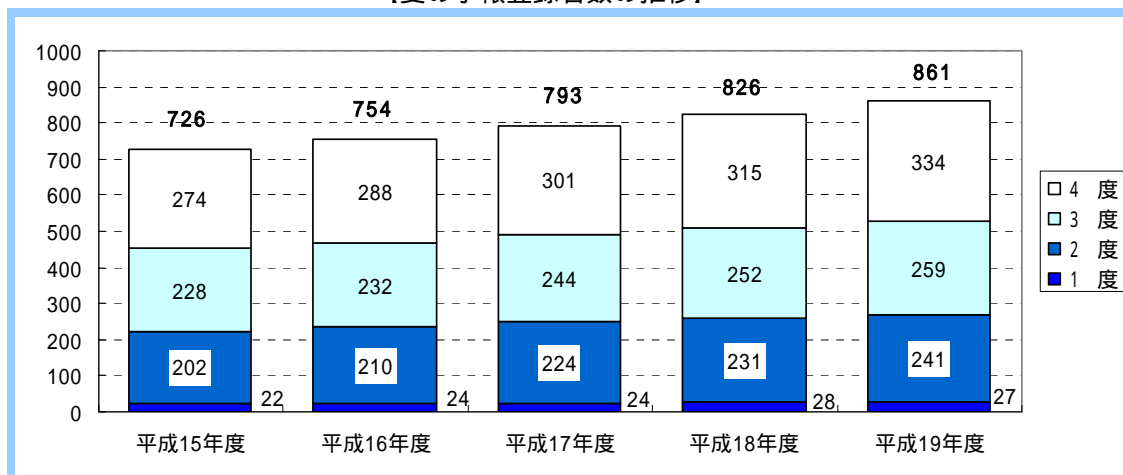
障害の程度別にみると、4 度が 334 人 (38.8%) と最も多く、次いで、3 度が 259 人 (30.1%) となっています。

【愛の手帳登録者数の推移】

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合 計	726人 100%	754人 100%	793人 100%	826人 100%	861人 100%
1 度	22人 3.0%	24人 3.2%	24人 3.0%	28人 3.4%	27人 3.1%
2 度	202人 27.8%	210人 27.9%	224人 28.2%	231人 28.0%	241人 28.0%
3 度	228人 31.4%	232人 30.8%	244人 30.8%	252人 30.5%	259人 30.1%
4 度	274人 37.7%	288人 38.2%	301人 38.0%	315人 38.1%	334人 38.8%

各年度末現在

【愛の手帳登録者数の推移】



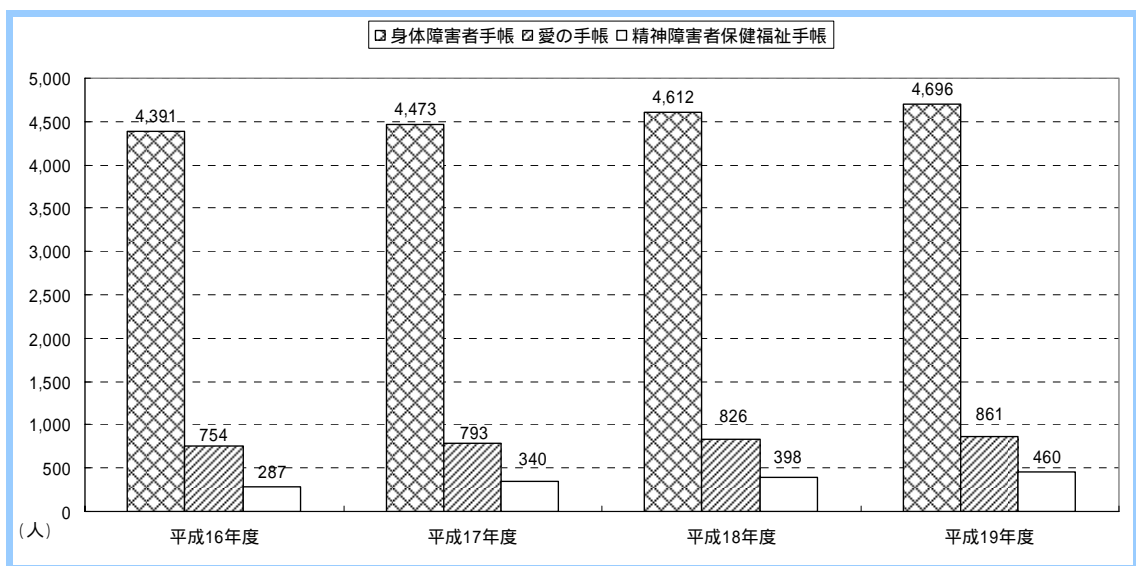
(3) 精神障害者の状況

平成19年度の精神障害者保健福祉手帳申請件数は460人(新規138、更新225、変更53、その他44)で、平成16年度から173人増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳申請件数の推移】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合計	287人	340人	398人	460人

【障害者手帳所持者数(3障害)の推移】



(4) 難病患者の状況

平成19年度末の難病患者福祉手当の受給者数は1,318人で、平成18年度からは61人増加しています。

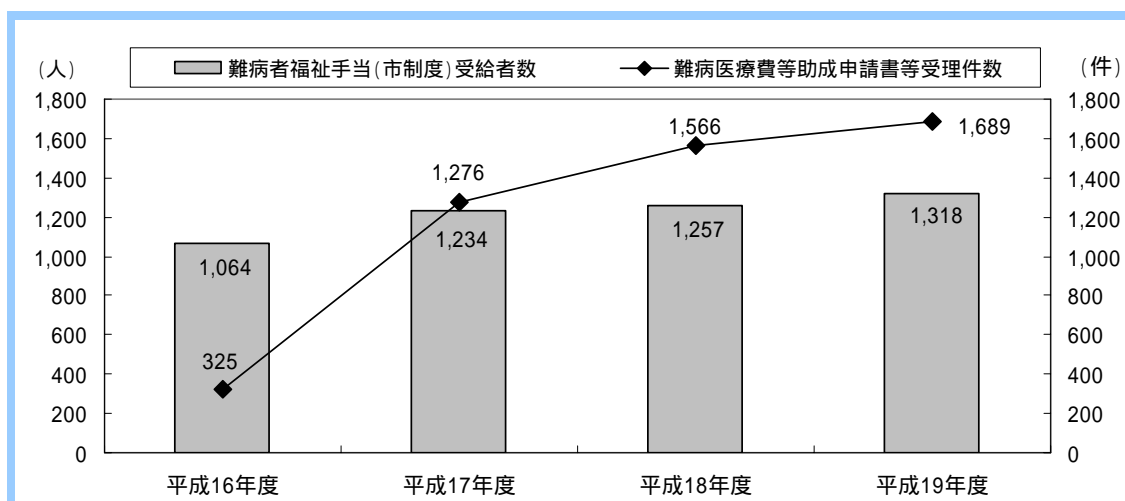
また、難病医療費等助成の申請書等受理件数は1,689件で、平成18年度からは123件増加しています。

【難病患者福祉手当受給者数等の推移】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
難病患者福祉手当(市制度)受給者数	1,064人	1,234人	1,257人	1,318人
難病医療費等助成申請書等受理件数	325件	1,276件	1,566件	1,689件

各年度末現在

【難病患者福祉手当受給者数等の推移】



(5) 特別支援学校等在籍者の状況

平成20年度は、高校生79人、中学生42人が特別支援学校等に在籍しています。

また、市立中学校の特別支援学級には18人、市立小学校の特別支援学級には78人が在籍しています。

〔西東京市在住者在籍状況(平成20年度)〕

	小平養護学校	大泉養護学校	田無特別支援学校	武蔵野東技能高等専修学校	学芸大付属特別支援学校	石神井特別支援学校	旭出特別支援学校	小金井特別支援学校	立川ろう学校	合計
総合計	9人	4人	47人	32人	5人	1人	3人	18人	2人	121人
高校生合計	5人	1人	47人	19人	4人	1人	2人		0人	79人
1年生	1人	1人	12人	6人	2人	1人	1人		0人	24人
2年生	2人	0人	10人	4人	2人	0人	1人		0人	19人
3年生	2人	0人	25人	9人	0人	0人	0人		0人	36人
中学生合計	4人	3人	0人	13人	1人	0人	1人	18人	2人	42人
1年生	1人	1人	0人	5人	0人	0人	1人	5人	1人	14人
2年生	0人	2人	0人	5人	1人	0人	0人	11人	0人	19人
3年生	3人	0人	0人	3人	0人	0人	0人	2人	1人	9人

〔西東京市立中学校・小学校 特別支援学級生徒数・児童数(平成20年10月1日現在)〕

	田無第一中学校	保谷中学校	合計
総合計	15人	3人	18人
知的障害合計	12人	13人	25人
1年生	7人	6人	13人
2年生	3人	4人	7人
3年生	2人	3人	5人
学級数	2	2	4
情緒障害合計	3人	4人	7人
1年生	1人	2人	3人
2年生	1人	1人	2人
3年生	1人	1人	2人
学級数	1	1	2

	田無小学校	中原小学校	東小学校	合計
総合計	35人	30人	13人	78人
知的障害合計	22人	20人	13人	55人
1年生	4人	3人	1人	8人
2年生	3人	2人	3人	8人
3年生	3人	5人	4人	12人
4年生	7人	3人	2人	12人
5年生	2人	3人	1人	6人
6年生	3人	4人	2人	9人
学級数	3	3	2	8
情緒障害合計	13人	10人		23人
1年生	2人	0人		2人
2年生	1人	0人		1人
3年生	1人	1人		2人
4年生	3人	3人		6人
5年生	1人	3人		4人
6年生	5人	3人		8人
学級数	2	2		4

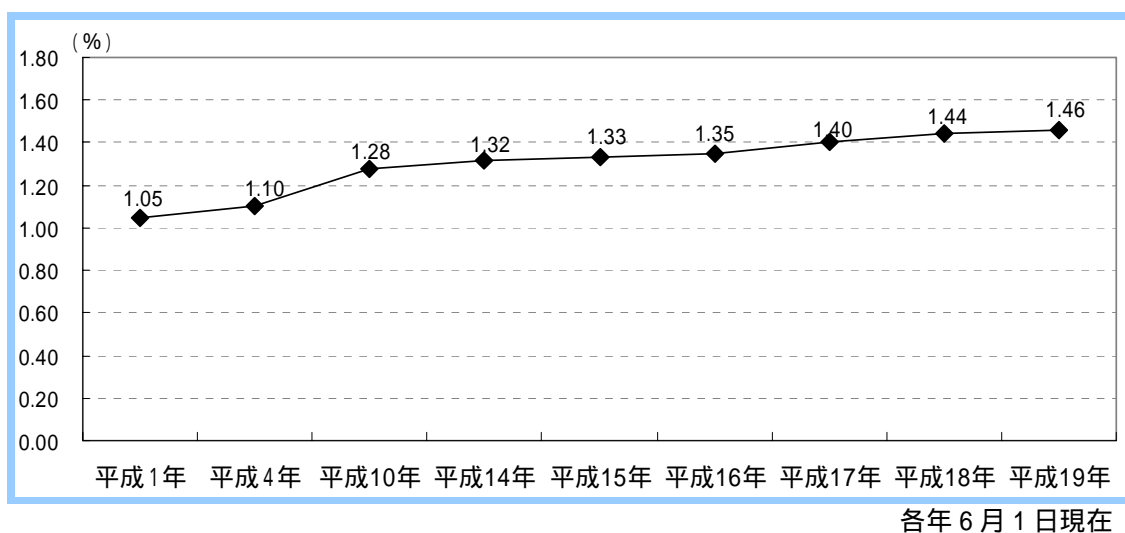
(6) 雇用・就労の状況

地方公共団体、民間企業などが労働者を雇い入れる場合には、「障害者の雇用の促進等」に関する法律に定める法定雇用率を上回る障害者を雇用しなければならないとされています。

民間企業の法定雇用率は1.8%であり、56人規模以上の企業は、この法律に基づいて障害者を雇用する義務があります。

しかし、平成19年6月1日現在の民間企業の実雇用率をみると、全国では1.55%、東京都については1.46%と、法定雇用率は達成されていない状況になっています。

【東京の民間企業の実雇用率の推移】



(7) 障害程度区分認定の状況

介護給付に関するサービスを受けるためには、障害程度区分の認定が必要になります。障害程度区分は、訪問等の調査での聴き取りに基づくコンピュータによる一次判定と、認定審査会による二次判定を経て決定されます。

平成19年度は、障害程度区分認定審査会を23回開催し、110件(身体障害者47件・知的障害者43件・精神障害者20件)の審査判定を行いました。判定の結果は以下のとおりです。

【障害程度区分認定審査結果】

身体障害者

二次判定 一次判定	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
非該当	-	-	-	-	-	-	-	0
1	-	3	2	-	-	-	-	5
2	-	-	7	5	1	-	-	13
3	-	-	-	10	1	2	-	13
4	-	-	-	-	4	3	-	7
5	-	-	-	-	-	2	2	4
6	-	-	-	-	-	-	5	5
合計	-	3	9	15	6	7	7	47

知的障害者

二次判定 一次判定	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
非該当	-	-	-	-	-	-	-	0
1	-	3	3	-	-	-	-	6
2	-	-	4	9	-	-	-	11
3	-	-	-	4	9	4	-	17
4	-	-	-	-	-	5	1	6
5	-	-	-	-	-	2	-	2
6	-	-	-	-	-	-	1	1
合計	-	3	5	13	9	11	2	43

精神障害者

二次判定 一次判定	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
非該当	1	-	-	-	-	-	-	1
1	-	1	6	1	-	-	-	8
2	-	-	4	4	1	-	-	9
3	-	-	-	-	2	-	-	2
4	-	-	-	-	-	-	-	0
5	-	-	-	-	-	-	-	0
6	-	-	-	-	-	-	-	0
合計	1	1	10	5	3	0	0	20

【障害者自立支援法による介護給付に関するサービス】

- ・ 居宅介護(ホームヘルプ)
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 児童デイサービス
- ・ 短期入所(ショートステイ)
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 共同生活介護(ケアホーム)

2 市内の障害者福祉関連施設

障害福祉関連施設

西東京市田無障害者福祉センター 生活介護事業所くるーばー	田無町 5-5-12
西東京市保谷障害者福祉センター	保谷町 1-6-20
こどもの発達センター ひいらぎ	住吉町 6-15-6
心身障害児通所訓練施設 ひよっこ	芝久保町 5-4-60
知的障害者入所更生施設 たんぼぼ	向台町 3-1-11

精神障害者地域活動支援センター

地域活動支援センター 支援センター ハーモニー	田無町 4-8-22-104
----------------------------	----------------

精神障害者共同作業所

サンワーク田無	ひばりヶ丘北 1-7-25
たなし工房	田無町 3-3-7-303
サンライズ富士	富士町 6-5-7
コミュニティルーム友訪	住吉町 6-11-16

障害者就労支援センター

障害者就労支援センター 一歩	西原町 4-5-6
----------------	-----------

小規模通所授産施設

第一さくらの園	西原町 4-5-6
第二さくらの園	西原町 4-5-6
第三さくらの園	向台町 1-16-24

心身障害者通所訓練施設等

どろんこ作業所手づくり山	泉町 2-20-20
どろんこ作業所	東伏見 6-1-36
ゆずりは作業所	富士町 6-5-7
ほうや第一・第二・第三福祉作業所	ひばりヶ丘 3-1-23
おかし工房マーブル	保谷町 3-20-4



施設の詳細は、障害福祉課で発行している「障害者のしおり」を参照ください。

第3章 施策の体系

【計画の理念】

障害のある、なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、地域社会全体から必要な支援を得ながら、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める

【施策の方向性】

1 地域で支える基盤づくり (自助・共助・公助のバランス)

- (1) 地域における支援体制の整備
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 障害者福祉基盤の整備

2 快適に過ごせる環境づくり (ハードとソフトのバリアフリー)

- (1) 障害と障害のある人への理解
- (2) 人にやさしいまちづくりの推進
- (3) 外出の支援

3 生きがいを持って暮らせるまちづくり (主体性のある社会参加)

- (1) 育成支援体制の整備
- (2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
- (3) 適性や能力に応じた就労の場の確保
- (4) 余暇活動・生涯学習活動の充実

4 安心して暮らせるまちづくり (個人の権利といのちを守るしくみ)

- (1) 権利擁護体制の活用
- (2) サービスの質の確保・向上
- (3) 保健・医療体制の充実
- (4) 緊急時対策、防災・防犯対策の充実

5 自分にあった生き方ができるまちづくり (個性と自己選択の尊重)

- (1) 地域における生活基盤の整備
- (2) 福祉サービスの充実

6 情報提供・相談体制のしくみづくり (自立した生活を支える基盤)

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実

別掲：【西東京市障害福祉計画】（59頁から97頁）

本市では、障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定しましたが、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画については、別掲としてまとめてあります。

第4章 今後の障害者施策の展開に向けて

1 地域で支える基盤づくり

(自助・共助・公助のバランス)

西東京市では、

自助・共助・公助のバランスを考えながら地域における支援体制を築きます。

市民がボランティア活動に参加しやすいまちにします。

地域や社会福祉協議会が進めている地域福祉活動を支援します。

(仮称)障害者福祉総合センターを地域に開かれた施設として活用します。

(1) 地域における支援体制の整備

施策名	施策内容	担当課
地域の支えあいネットワークの充実	支えあいが必要な障害者や子育て家庭、見守りが必要な高齢者などを地域で支援していくため、地域の民生委員・児童委員、市民による協力員、介護相談員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、社会福祉協議会、町内会・自治会、事業者などによるネットワーク形成を図っていくことが大切です。 小学校通学区域を単位として活動している「ふれあいのまちづくり事業」を基盤とし、小地域での総合的地域ケアシステムを整備し、地域の支えあいネットワークの充実を図っていきます。	生活福祉課 関係各課
地域住民、事業者、社会福祉に関する活動を行う者の協力	社会福祉法では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と述べられています。本市においても、社会福祉法の理念に基づき、地域住民、事業者、社会福祉活動を行う者及び市が互いに連携し、協力し合いながら、地域における障害者福祉を推進していきます。	障害福祉課
地域資源の活用	障害者の地域生活における課題を解決し、ニーズを満たしていくためには、できる限り現在ある地域資源を活用しながら、それぞれの地域で対応していくことが望まれます。市内には、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など多くの公共的な施設があることから、関係部局の連携・調整による様々な工夫により、できる限り既存の資源を障害者福祉の資源として活用していきます。 また、施設のみならず、専門職としての資格や経験・知識を有している市民の活用等、地域の福祉人材の確保にも努めます。	障害福祉課 関係課

施策名	施策内容	担当課
「西東京市地域福祉計画」及び「西東京市地域福祉活動計画」との連携	本市における地域福祉を推進していくにあたっては、市の「地域福祉計画」及び西東京市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」がそれぞれ基本となる方向性を示しています(両計画とも平成21年度改定)。今後、障害者基本計画に基づき様々な障害者施策等を進める際には、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」との整合、連携を図りながら、より有効な施策となるよう努めます。	生活福祉課 障害福祉課
「市民活動団体との協働の基本方針」に基づく協働の推進	平成20年2月に策定した「市民活動団体との協働の基本方針」に基づき、障害者福祉分野においても、NPO団体(非営利組織)など社会貢献的な活動を行う市民活動団体と市とが相互に協力し合って課題を解決していく「協働」を進めていきます。	企画政策課

(2) ボランティア活動の推進

施策名	施策内容	担当課
ボランティア活動への支援	障害者の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民の自主的なボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくります。	障害福祉課 (社会福祉協議会)
ボランティアの育成支援	障害者を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあり、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援します。	障害福祉課 (社会福祉協議会)

(3) 障害者福祉基盤の整備

施策名	施策内容	担当課
障害者福祉基盤の整備	身近な地域で自分に合ったサービスを選択し、利用できるよう、社会福祉法人やNPO法人、地域の活動団体等の協力を得ながら、障害者福祉基盤の整備を進めます。	障害福祉課
障害者自立支援法に基づく新体系への移行推進	市内作業所等の新体系への移行を推進するため、市として、最大限の支援を行っていきます。具体的な支援内容については、東京都の実施する支援策や作業所の実情等を踏まえ、さらに検討を進めていきます。	障害福祉課
(仮称)障害者福祉総合センターの設置	(仮称)障害者福祉総合センターは、障害の種別にかかわらず、西東京市内に居住する障害のある人の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点とし、併せてノーマライゼーションの促進を図るため、地域に開かれた施設とします。 平成20年度:基本設計・実施設計 平成21・22年度:施設建設 平成23年度:センター開設	障害福祉課

【(仮称)障害者福祉総合センター】

建設場所: 西東京市田無町四丁目17番14号 平成23年3月竣工予定

施設内容:

- 4階 生活介護事業所
- 3階 生活介護事業所、多目的室
- 2階 地域活動支援センター、会議室、情報コーナー等
- 1階 相談支援センター、就労支援センター、喫茶コーナー、交流スペース、生活訓練室、防災備蓄倉庫等
- 地階 雨水貯留槽、防火水槽、機械室等



2 快適に過ごせる環境づくり

(ハードとソフトのバリアフリー)

西東京市では、

市民が障害や障害のある人の理解し、行動できるよう広報活動等を進めます。
ユニバーサルデザインの考え方をもちまちづくりを進めます。

(1) 障害と障害のある人への理解

施策名	施策内容	担当課
広報・啓発活動の充実	市報や市ホームページ、各種行事等を活用した積極的な広報・啓発活動を進めるとともに、「障害者週間(12月3～9日)」の趣旨について広く市民の理解・協力を得るように努めます。 平成19年度の障害者週間には、「どうする!? 西東京市の障害者支援 ～市内通所施設の移行について～」をテーマとした講演とシンポジウムを開催し、80名の市民が参加しました。	障害福祉課
福祉教育の推進	子どものころから福祉について理解を深め、障害や障害者に対する正しい知識をもつことは大切であり、今後も学校における「総合的な学習の時間」等を活用しながら福祉教育を実施していきます。	教育指導課
施設と地域の交流促進	障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。 なお、(仮称)障害者福祉総合センターでは、屋外広場、交流スペースを設置し、障害のある方と地域住民との交流を推進します。また、会議室を設置し、市民に貸し出しを行います。	関係各課

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

施策名	施策内容	担当課
人にやさしいまちづくりの推進計画の策定	<p>「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念の普及・啓発に向けた教育・学習に関する事項 ・ 人にやさしいまちづくりに係る情報の提供・交換に関する事項 ・ 高齢者・障害者等に配慮したまちづくりの推進に関する事項 ・ 公共施設のバリアフリー化の推進に関する事項 ・ 小規模店舗等のバリアフリー化の推進支援策に関する事項 ・ 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項 ・ 公共交通機関のバリアフリー化に向けた交通事業者への協力要請に関する事項 ・ 緑地の確保及び保全による良好な自然環境及び居住環境に関する事項 ・ 前各号に掲げるもののほか、人にやさしいまちづくりに関する施策に必要な事項 	都市計画課
公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	<p>公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことにより、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。</p> <p>なお、(仮称)障害者福祉総合センターは、バリアフリー化を徹底し、障害のある人だけでなく、すべての利用者が利用しやすい施設とします。</p>	都市計画課 関係各課
歩行環境の整備	<p>歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。</p>	都市計画課 道路管理課 道路建設課
障害者専用駐車スペースの確保	<p>公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用スペースを確保するよう助言・指導を行っていきます。</p>	都市計画課 関係各課

施策名	施策内容	担当課
市内鉄道駅のバリアフリー化の推進	市内5つの鉄道駅周辺は、駅や商店街通り、公共的施設など、市民の利用も多く、バリアフリー化整備を重点的に推進すべき地域として位置づけ、鉄道駅のバリアフリー化を推進します。これまで、「人にやさしいまちづくり事業」(国庫補助事業)等を活用し、エレベーター、エスカレーター、自由通路の整備に対して支援を行っています。	都市計画課 再開発課
福祉マップ(バリアフリーマップ)の作成	障害者や高齢者等がまちに出る際に役立つ、施設等のバリアフリー情報をまとめた、市民の手によるバリアフリーマップづくりを進めます。	生活福祉課 関係各課
学校施設のバリアフリー化	学校教育施設は災害時の避難場所にもなることから、校舎・体育館等の建て替えや大規模改修に際しては、バリアフリー化を順次進めます。	学校運営課
市民への正しい情報提供、意識啓発の推進	視覚障害者誘導用の点字ブロックを敷設しても、点字ブロックの上に自転車や物が置かれていれば、視覚障害者の利用を妨げることになります。また、障害者専用駐車スペースが確保されても、障害のない市民が車を停めてしまえば、障害のある方は車を停めることができません。このように「人にやさしいまちづくり」を進めるには、施設・設備を整備するだけでなく、市民一人ひとりが、障害のある方々の状況を理解し、行動していくことが大切であり、市民への正しい情報提供、意識啓発に努めます。	都市計画課 道路管理課 関係各課
バリアフリー新法に基づく基本構想の策定	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、総合的にバリアフリー化を進めるための基本構想の策定について、検討を進めます。	都市計画課

【人にやさしいまちづくり条例】

西東京市では、高齢者、障害者、大人も子供もすべての市民の社会的自立や社会参加を容易にし、住み慣れた地域で豊かな生活ができるように、平成19年12月「西東京市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。(条例施行日 平成20年4月1日)

(3) 外出の支援

施策名	施策内容	担当課
利用しやすい移動手段の整備・充実	障害者や高齢者などが利用しやすい移動手段の整備・充実を推進します。	障害福祉課 高齢者支援課 都市計画課
移送サービスの充実	障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスの充実を図ります。 平成 20 年度には、市及び西東京市社会福祉協議会が運営している福祉車両以外に、特定非営利活動法人 6 団体が移送サービスを実施しており、今後も、サービスの利用状況・利用意向等を把握しながら、より利用しやすいサービスの実施を目指します。	障害福祉課 高齢者支援課
身体障害者補助犬法の周知	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	障害福祉課
ハンディキャブ	車いすを使用している歩行が困難な障害者と重度の視覚障害者を対象に、車いすのまま乗車できる自動車を運行・送迎しています。	障害福祉課
自動車運転教習費用の補助	一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。	障害福祉課
自動車改造費の助成	就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用の一部を補助します。	障害福祉課
自動車燃料費の助成	在宅心身障害者またはその同居の家族が所有し、運転する自動車等の燃料費の一部を助成します。	障害福祉課
タクシー料金の助成	電車・バス等の通常の交通機関を利用することが困難な在宅心身障害者がタクシーを利用する場合に、その利用料金の一部を助成します。	障害福祉課
身体障害者補助犬の給付	都内でおおむね 1 年以上居住する 18 歳以上の方でそれぞれの条件を満たす方に対して補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を給付します。(東京都の制度です。)	障害福祉課 東京都

3 生きがいを持って暮らせるまちづくり

(主体性のある社会参加)

西東京市では、

- 一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育内容の充実を図ります。
- 労働部門と福祉部門が一緒になって就労支援を進めていきます。
- 福祉施設における工賃水準の向上をめざします。
- 様々な余暇活動を障害のある人もない人もともに楽しむ機会を拡大します。

(1) 育成支援体制の整備

施策名	施策内容	担当課
子ども総合支援センターの充実	平成 20 年度に、こどもの発達センターと子ども家庭支援センターの機能を併せ持ち、子育てに関する相談・交流・一時保育・発達支援などを総合的に支援する「子ども総合支援センター」を設置しました。今後も同センターの機能を充実させるとともに、障害がある、ないに関わらず、親子や多様な年齢の人が集う場所とし、市民の子育てボランティアやグループの活動、ネットワークづくりを進めます。	子ども家庭支援センター
療育・教育相談事業の推進	電話・来所・巡回等、多様な形態での療育や教育に関する相談を推進します。 「こどもの発達センターひいらぎ」では、成長や発達に心配のある就学前の子どもについて相談、通園、外来療養を行っています。平成 20 年度には新たに建設した西東京市住吉会館ルピナス内に設置された子ども総合支援センターに統合されました。 「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、子どもや保護者のカウンセリングを行っています。	子ども家庭支援センター 教育指導課 (教育相談センター)
ファミリー・サポート・センターにおける障害児利用の充実	保育ニーズに対応した相互支援体制であるファミリー・サポート・センター事業において、情報をわかりやすく提供する方法のほか、障害児利用の充実を含む総合的な検討を行います。	子ども家庭支援センター
障害児の幼稚園入園に対する支援	障害のある子どもの幼稚園への入園については、保護者に対する相談・助言・情報提供等の支援に努めます。	子ども家庭支援センター
ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	ことばの発音の誤りや、ことばの発達の心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。	教育指導課 (教育相談センター)

施策名	施策内容	担当課
心身障害児通所訓練施設 ひよっこ	心身に障害を有する乳幼児等に対し、隣の西原保育園との交流保育を基礎として、個別指導・生活指導を行い、社会的自立を助長します。外来者相談や個別指導及び幼稚園・保育園に通っている障害のある子どもについての相談や指導も行っています。	保育課
こどもの発達センターひいらぎ	成長や発達に心配のある就学前の子どもを対象にした施設です。0歳から2歳半を対象にした母子参加グループ「めだか」、2歳半から就学前を対象にした単独療育グループ「くじら」、幼稚園・保育園通園児を対象にした課題別学習グループの「まんぼう」の3グループがあります。相談会、外来療養も行っています。	子ども家庭支援センター
心身障害児放課後対策事業 さざんかクラブ	心身障害児を対象に、放課後、スポーツ、調理実習、工作、音楽遊び等を行っています。	障害福祉課
放課後対策事業 ばんび	心身障害児を対象に、放課後、スポーツ、遠足、山登り、ダンス等を行う心身障害者デイサービスグループへ助成しています。	障害福祉課

(2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

施策名	施策内容	担当課
特別支援教育の充実	<p>平成 18 年に「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、従来の盲・聾・養護学校の制度は特別支援学校の制度に転換されました。本市でも平成 19 年度から従来の心身障害教育(特殊教育)から特別支援教育に転換、スタートしました。</p> <p>具体的には、「学校体制の整備」、「教育環境の整備」、「相談及び支援体制の整備」、「教員の資質の向上」、「保健福祉等の分野との連携」を基本的な体系として、校内委員会の整備や特別支援教育コーディネーターの指名・養成、専門化チームの設置、巡回相談の実施、副籍制度の導入等を行っています。また、庁内関係各課やその他の関係機関と連携を図るとともに、リーフレットを作成・配布し、制度の内容の理解啓発を図っています。</p> <p>今後も引き続き、特別支援教育の充実を図っていきます。</p>	教育企画課 教育指導課
障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の確保	<p>学齢児を対象に、「西東京市子ども総合支援センター」で療育・リハビリを提供します。</p>	子ども家庭支援センター
障害児放課後活動としての常設場所の確保の検討	<p>障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後活動の常設場所の確保を検討します。</p> <p>なお、平成 19 年度からは、東伏見 3 号分庁舎を放課後活動の常設場所として事業を実施しています。</p>	障害福祉課 児童青少年課

(3) 適性や能力に応じた就労の場の確保

施策名	施策内容	担当課
就労援助事業の実施	<p>就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。また、地域における就労支援ネットワーク(ハローワーク、商店会、事業主団体、養護学校、市、保健所、通所授産施設、作業所等)の整備を図ります。</p> <p>現在は、障害者就労支援センター「一歩」で各種支援を進めており、平成 19 年度の実績は、登録者 72 名(うち一般就労者 42 名)となっています。</p> <p>なお、(仮称)障害者福祉総合センターの設置後は、障害者就労支援センターを西原総合教育施設から移転・設置し、より充実した形で就労に対する支援を行っていきます。</p>	障害福祉課
就労機会の拡大	<p>養護学校や公共職業安定所(ハローワーク)と連携し、障害者の就労機会の拡大を図るとともに、障害者が身近な地域において安心して働き続けられるよう、障害者として雇用に努めるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります</p> <p>具体的には、ハローワーク三鷹主催の「障害者雇用連絡会議」、東京都主催の「障害者就労支援関係機関意見交換会」、市が主体となって実施している「多摩地区障害者就労支援事業連絡会」等を活用し、支援策の検討や情報交換等を行っています。</p> <p>なお、(仮称)障害者福祉総合センターでは喫茶コーナーや館内清掃など就労訓練の場を確保します。</p>	障害福祉課
授産製品の販路拡大	<p>授産施設等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの出品、参加、交流機会の拡大を図ります。その他、販路拡大に有効な方策について検討を進めます。</p>	障害福祉課 関係各課
障害のある人への就労に関する学習支援	<p>障害のある人が、主体的に就労に向けた能力開発が進められるよう、就労支援に関する学習機会や学習情報の提供を行います。</p>	社会教育課
就労訓練の実施	<p>平成 19 年度から、就労訓練の一環として市役所内を訓練の場として提供しています。今後は、さらに受入れ部署、受入れ人数等の拡大に努めていきます。</p>	障害福祉課

(4) 余暇活動・生涯学習活動の充実

施策名	施策内容	担当課
生涯学習の推進	障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を推進します。推進にあたっては、市内の関連機関や民間事業者、非営利団体などと連携を図り、市民が利用しやすい生涯学習を提供します。	社会教育課 スポーツ振興課
障害者の社会参加機会の充実	障害者のスポーツや芸術活動、レクリエーション等の機会を充実するとともに、心身に障害のある児童・生徒の地域活動促進事業を推進します。 平成 19 年度からは、NPO法人に委託し、スポーツ支援事業を開催しており、参加者は延べ 345 名となっています。	障害福祉課 関係各課
図書館事業の充実	図書館では、現在「広報テープの貸出」「録音資料の貸出」「プライベートテープの作成」「対面朗読」「点訳」「布の絵本・さわる絵本」「宅配」「資料の郵送貸出」などのハンディキャップ・サービスを実施しており、今後も引き続き、各サービスの提供に取り組んでいきます。また、市民誰もが利用しやすい図書館に向けて、施設の計画的な改修を行っていきます。	図書館
公民館における知的障害者学級の実施	知的障害者が地域での余暇活動を通じ、地域住民との交流、連携を図る知的障害者学級を実施します。また、すべての人が地域で学びあうことの大切さを実感でき、より豊かな生活に向かえるような学習機会を提供します。	公民館
ゲストティーチャーや講師としての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	社会教育課 関係各課

4 安心して暮らせるまちづくり

(個人の権利といのちを守るしくみ)

西東京市では、

判断能力が不十分な人も安心して暮らせるよう相談窓口を充実します。
 第三者サービス評価を活用し、サービス事業者の客観的な情報を提供します。
 災害時要援護者対策を十分に検討・構築します。
 かかりつけ医、かかりつけ医の普及を図ります。

(1) 権利擁護体制の活用

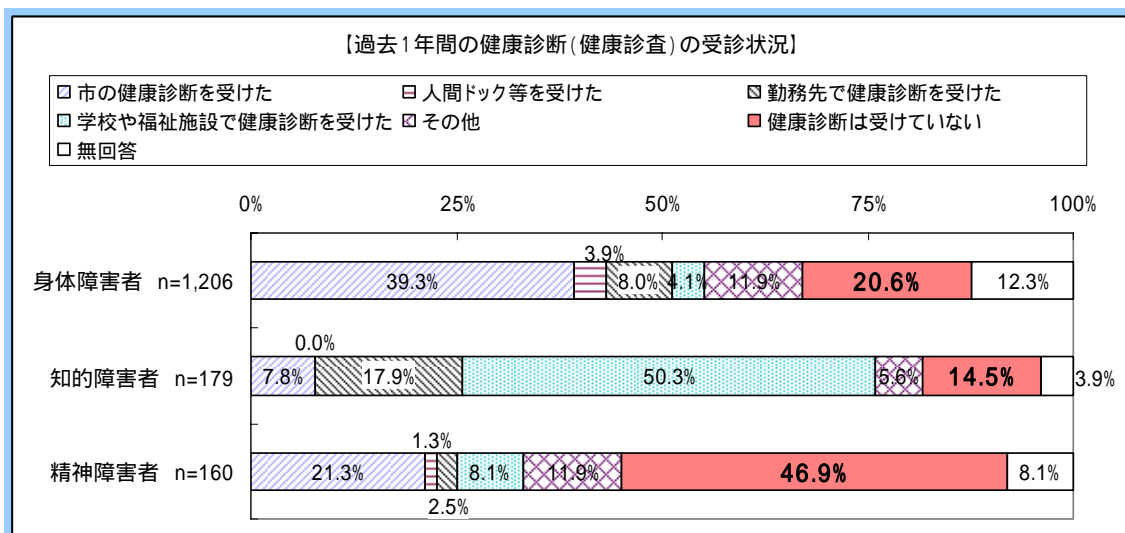
施策名	施策内容	担当課
権利擁護センターとの連携	障害福祉課窓口から困難事例について、権利擁護センターとの連携を図っていきます。	障害福祉課 生活福祉課
成年後見制度の普及と活用	判断能力が不十分な人も、サービスの選択・利用・苦情申し立てなど、利用者本位の介護保険サービスなどを適切に利用できるよう、「権利擁護センターあんしん西東京」を中心として、成年後見制度の普及と活用に努めます。	生活福祉課
地域福祉権利擁護事業の普及と活用	西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている、痴呆症状や物忘れのある高齢者の方、知的障害、精神障害のある方などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。市はこの事業の普及と活用の支援に努めます。	生活福祉課 (社会福祉協議会)

(2) サービスの質の確保・向上

施策名	施策内容	担当課
福祉サービス第三者評価システムの活用促進	サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。そのためのしくみが福祉サービス第三者評価です。第三者評価システムは平成15年度から東京都で実施しているしくみで、市はこのシステムを活用し、市が提供しているサービスの評価を進めるとともに、市内でサービスを提供するより多くの事業者にも普及・啓発を行います。	障害福祉課 生活福祉課

(3) 保健・医療体制の充実

施策名	施策内容	担当課
かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及	だれもが身近な地域で適切な治療が受けられるよう医療体制を整えていくとともに、日ごろから安心して相談のできるかかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を図っていきます。	健康年金課
地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人などが、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等を展開します。	障害福祉課 健康年金課
在宅歯科診療の充実 (西東京市歯科医療連携推進事業の推進)	アンケート調査の結果では、身体障害者の67%、知的障害者の60%、精神障害者の53%が、在宅歯科診療を利用したいと回答していますが、そのような診療が行われていることを知らない人も多くみられたことから、今後は、西東京市歯科医師会と連携しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療(自宅を訪問して診察を行う)の周知に努めていきます。	健康年金課 (西東京市歯科医師会)
健康診断(健康診査)の情報提供	アンケート調査の結果では、身体障害者の21%、知的障害者の15%、精神障害者の47%が過去1年間に健康診断(健康診査)を受けていない状況がわかりました。今後は、健康診査の受診方法などの情報提供に努めます。	健康年金課



施策名	施策内容	担当課
更生医療・育成医療の給付	18歳以上の身体障害者手帳所持者が、日常生活能力の回復を図るため、医学的方法によって障害の除去・改善、あるいは障害の程度を軽減させるために更生医療が行われ、その費用の全部または一部が公費で負担されます。18歳未満の場合は育成医療が給付されます。今後も対象者が適切な給付が受けられるよう制度の周知に努めます。	障害福祉課 子ども家庭支援センター
難病医療費等助成	国・東京都が指定する難病にかかっている方に対して、医療保険・介護保険(「介護療養型医療施設」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」)を適用した医療費から患者一部負担額(生計中心者の課税状況に応じ患者自己負担限度額)を控除した額を助成します。重症疾病またはそのほかの病気で重症度認定を併せて受けた方(日常生活に著しい支障があると東京都が認定した方)、生計中心者が住民税非課税の方の患者負担はありません。今後も対象者が適切な助成が受けられるよう制度の周知に努めます。	障害福祉課 東京都
自立支援医療(精神通院)	精神障害に関する適正な医療を普及するため、通院医療が適当である精神障害者が、病院、診療所、薬局において精神障害の医療を受ける場合、その医療に必要な費用の一部を助成します。	障害福祉課
在宅重症心身障害児(者)訪問(健診・看護)の実施	在宅の重症心身障害児(者)(重度の知的発達障害と重度の肢体不自由が重複する方)で、かつ18歳未満にその状態になった方に対して訪問健康診査・訪問看護を行います。訪問健康診査は、専門医師及び保健師が家庭を訪問して健康診断を実施し、指導助言をします。訪問看護は、看護師が家庭を週に1回程度訪問し、療育上の看護等を実施します。	東京都 多摩小平保健所
心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1、2級(内部障害については1～3級)所持者または愛の手帳1、2度の方で、国民健康保険・健康保険等の加入者に対して、国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分の一部を助成します。	障害福祉課
小児慢性疾患の医療費助成	18歳未満の児童(ただし、18歳に達した時点で助成を受けていて、なお引き続き医療を受ける場合は20歳未満まで延長が可能)で、指定された小児慢性疾患にかかっており、病状が認定基準を満たす人がその疾患にかかる治療を受けた場合に、医療保険の自己負担分を助成します。(所得に応じた自己負担あり)	子ども家庭支援センター

(4) 緊急時対策、防災・防犯対策の充実

施策名	施策内容	担当課
緊急メール通報システムの活用	聴覚または言語・音声などに機能障害がある人が 119 番通報できるよう、携帯電話や PHS から電子メールで消防車や救急車の要請ができるシステムを運用していきます。	東京消防庁 障害福祉課
災害時要援護者避難支援プランの作成	市では、災害時要援護者を対象とした災害時要援護者避難支援プランの作成を進めるために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後は、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策を講じながら、災害時要援護者登録制度の確立を目指します。	危機管理室 関係各課
防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に防災市民組織を中心とした災害時要援護者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	危機管理室
社会福祉施設等と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会等、及び施設相互間で災害時応援協定の締結に向けた促進を図ります。	危機管理室 障害福祉課
安否確認班による災害時要援護者の対策	震災時に市(福祉部及び子育て支援部)は、関係機関、防災市民組織、地域住民の協力を得て、災害時要援護者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、災害時要援護者の支援窓口となる「安否確認班」を設置し、安否確認や保護等の必要な対策及び調整を行います。	危機管理室 関係各課
医療等の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、次のとおり体制整備等を多角的に研究・検討します。 都、関係機関及び近隣県との連携による体制の整備 保健活動班及び多摩小平保健所等による避難所・地域・応急仮設住宅等の巡回健康相談の体制の整備 都による巡回精神相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制の整備 また、災害時要援護者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討していきます。	危機管理室 関係各課 多摩小平保健所

施策名	施策内容	担当課
悪徳商法などの被害の防止	高齢者や障害者をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などにより消費者被害にあわないよう、情報・啓発冊子等を発行したり、市報に「消費生活相談Q & A」を掲載するなどの情報提供を充実します。また、東京都、国民生活センターなど関係機関と連携し、消費者センターでの相談体制の充実に努めます。	生活文化課

5 自分にあった生き方ができるまちづくり

(個性と自己選択の尊重)

西東京市では、

一人ひとりのニーズにあったサービスを選択できるよう基盤整備を進めます。
自分の生活スタイルにあわせた暮らし方を選べるよう居住の場を整備します。
既存の社会資源を有効に活用していきます。

(1) 地域における生活基盤の整備

施策名	施策内容	担当課
グループホーム・ケアホームの整備	何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム・ケアホームは、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、多様な主体の参入を図るとともに、民間住宅の活用など、整備方法についても検討を進めていきます。	障害福祉課 都市計画課
公営住宅の有効活用	市営住宅等の建て替えに際しては、障害者住宅やグループホームの確保を検討するなど、資源の有効活用に努めます。	都市計画課

(2) 福祉サービスの充実

施策名	施策内容	担当課
障害者自立支援法に基づくサービス提供体制の整備	障害者自立支援法に基づく各種サービスについては、「西東京市障害福祉計画」において将来のサービス量を見込んでおり、市として、サービスを必要とする人がいつでも必要なサービスを利用できるようサービス供給量の確保、提供体制の整備に努めていきます。	障害福祉課
在宅サービスの充実	住み慣れた地域で自立した生活をおくれるよう、ホームヘルプサービスや短期入所(ショートステイ)など在宅サービスの充実を図り、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整備します。	障害福祉課
地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保	最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受け入れや市や市内でほしい人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。	生活福祉課 福祉関係各課

施策名	施策内容	担当課
専門的人材の育成	<p>保健福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、民間事業者の養成研修と連携、情報提供に努めます。</p> <p>なお、平成23年度に開設予定の(仮称)障害者福祉総合センターでは、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。</p>	生活福祉課 障害福祉課

6 情報提供・相談体制のしくみづくり

(自立した生活を支える基盤)

西東京市では、

市内で安心して気軽に相談を受けられるようにします。

ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援を受けられるようにします。

必要な情報がその情報を必要としている人にきちんと伝わるようにします。

聴覚や視覚に障害がある人にもきちんと情報が伝わるようにします。

知的障害がある人にも大切な情報が伝わるよう表示の仕方などを工夫します。

(1) 情報提供体制の充実

施策名	施策内容	担当課
福祉情報総合ネットワークの構築	福祉サービスや健康づくりに関する情報を市民一人ひとりに総合的・体系的に提供するため、ホームページを活用した総合的な福祉情報総合ネットワークを構築します。	生活福祉課
新しい相談形態、情報提供方法についての検討	障害の状況等に配慮した新しい相談形態、情報提供方法について検討を進めます。	障害福祉課
「障害者のしおり」の活用	障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もがわかりやすい冊子とします。また、有効な活用方法を検討し、必要な情報がその情報を必要としている方に的確に伝わるように努めます。	障害福祉課

(2) 相談体制の充実

施策名	施策内容	担当課
相談窓口の充実	<p>生活全般における様々な問題についての相談や、福祉サービス等の利用援助・情報提供などについては、障害福祉課相談窓口を中心にきめ細かく対応し、障害者の地域での生活を支援します。</p> <p>また、解決困難な課題(問題)に対しては、「権利擁護センターあんしん西東京」の苦情相談窓口や、専門性・第三者性を持つ「保健福祉サービス苦情調整委員会」を活用していきます。</p> <p>なお、(仮称)障害者福祉総合センターでは、相談支援の拠点として相談支援センターを設置し、地域生活支援サービスの利用相談、関係機関との連携・調整、施設入所者・退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援等身体・知的・精神の3障害に対応した相談支援体制の整備を行います。</p>	障害福祉課 関係各課

施策名	施策内容	担当課
サービス利用にあたっての相談体制の充実	利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用するしくみでは、利用にあたっては適切な情報の取得が大切になってくることから、引き続き、障害福祉課相談窓口における情報提供・相談体制の充実に努め、利用者の円滑な利用を促進します。	障害福祉課
身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実	民間の協力者が相談員となり、障害者または家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたる身体障害者相談員・知的障害者相談員については、今後、市全体の相談体制の中での役割を明確にし、充実を図っていきます。	東京都 障害福祉課
民生委員・児童委員の相談活動の充実	生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。	生活福祉課
西東京市相談ネットワーク連絡会の充実	西東京市相談ネットワーク連絡会において、本市の相談ネットワーク形成における様々な課題を検討していきます。 なお、構成員は、市の企画部、福祉部、生活環境部、教育部と外部関係機関(児童相談所、警察署、保健所、小中学校校長、民生・児童委員、保護司、ハローワーク等)です。	関係各課

(3) コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実

施策名	施策内容	担当課
行政情報の点字化の検討	市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス等、及び、点字物・読み上げ二次元コード付の印刷物等の利用状況を把握しながら検討していきます。	秘書広報課 関係各課
市ホームページのユニバーサルデザイン対応の促進	西東京市 Web において、画面の表示サイズや色を簡単に操作できるツールの活用や、音声読み上げソフトへの対応など、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう努めていきます。	秘書広報課
市役所における窓口対応方法の検討	市役所の窓口対応については、利用者の要望等を把握しながら、障害の状況に配慮した、より利用しやすい対応(ローカウンターの設置、手話や機器による対応等)に努めます。	関係各課
手話通訳者・要約筆記者の派遣	派遣利用登録をした市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者に対し、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。	障害福祉課
身体障害者電話使用料等の助成	18 歳以上で下肢・体幹及び内部障害にかかる身体障害者1・2級の方及び視覚障害者でファックスを設置している方に回線使用料・ダイヤル通話料等を助成します。	障害福祉課
郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度	身体に重度の障害をお持ちの選挙人の方は、申請により選挙管理委員会から『郵便投票証明書』の交付を受けることによって、自宅等において郵便による不在者投票ができます。 また、身体の不自由な方は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。	選挙管理委員会

第5章 推進体制

市民参加、当事者参加の推進

計画を推進していくためには、市民、事業者、関係機関、市の協働が欠かせません。そのため、これらの四者によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行います。また、実情に即したより効果的な施策展開を図るため、当事者の参加・協力の機会を設けるよう努めます。

全庁的な施策の推進

庁内関係各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

財源の確保

計画を適切に推進し、目標を達成できるよう、早期に計画実現のための予算計画を検討し、必要な財源の確保に努めます。

国や東京都制度の有効活用

計画の推進にあたっては、継続的、安定的な財源の確保が必要ですが、現在、市の財政状況はたいへん厳しいものになっており、今後は、国や東京都の補助制度を積極的に活用し、先駆的な事業に取り組んでいきます。

当事者や関係者のニーズ把握

本計画を着実に推進していくために、日頃から当事者や関係者の実態やニーズの把握に努めるほか、社会情勢や市内の生活環境の変化、関連制度・法令など、各種要因に柔軟に対応し、必要に応じて施策内容や施策目標の見直しを行います。

第 2 期西東京市障害福祉計画

第 2 期西東京市障害福祉計画

1 障害福祉計画推進の基本姿勢

「西東京市障害者基本計画」では、「(1)自立と社会参加を支援する」、「(2)権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみを構築する」、「(3)継続的な雇用・就労への支援を強化する」、「(4)安心・安全なまちづくりを進める」、「(5)理解と市民協働を推進する」の 5 点を計画策定の視点としています。

「第 2 期障害福祉計画」においても、それらの視点を基本にしたうえで、さらに次の 4 点を基本姿勢として、障害福祉サービス等の一層の充実を図っていくものとします。

(1) 相談支援体制の充実

障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供基盤の整備とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制が必要です。

本市では、現在、2 箇所の地域活動支援センター(保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニー)において、地域における障害者相談支援事業を進めています。

今後は、西東京市地域自立支援協議会での検討を進め、(仮称)障害者福祉総合センターの建設に伴う相談支援センターの設置や、関係機関・作業所等が行ってきた相談事業の実績・内容を踏まえ、本市の実情にあったきめ細かな相談支援体制づくりを進めていきます。

(2) 地域生活支援サービスの充実

障害者自立支援法では、障害福祉サービスの体系が「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「地域生活支援事業」という大きな枠組みの中で再編成されました。そのような中で、障害のある人の地域生活を支えていくためには、個々のサービスだけでなく、様々なサービスを組み合わせることで有効に利用できる環境を整えていくことが大切です。

アンケート調査の結果をみると、ほとんどの福祉サービスが、実際の利用状況に比べて、利用意向が高くなっていることから、「現在はサービスを利用していないけれども、今後はサービスを利用したいと思っている人(潜在層)」が多くいることがわかります。今後は、そのような方々がさらに多く出現することも想定し、必要なサービス量を見込むこととします。

特に本市では、グループホーム・ケアホームなど、地域における「住まいの場」の整備は着実に進んできているものの、「日中活動の場」となるサービス

のうち、自立訓練、就労移行支援等の訓練等給付については、サービス提供体制が十分ではないことから、今後は、計画的・段階的なサービス提供基盤の整備を進めていきます。

【今後も引き続き、あるいは新たに利用したいと思うサービス(複数回答)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,206)	タクシー料金・自動車燃料費の助成 61.5%(55.6%)	補装具の支給・修理 22.1%(16.3%)	ホームヘルプサービス 17.6%(12.5%)	日常生活用具の給付 13.4%(6.3%)	住宅設備改善費の給付 13.2%(4.6%)
知的障害者 (n=179)	タクシー料金・自動車燃料費の助成 45.3%(40.2%)	移動支援(ヘルパーの派遣) 39.7%(24.6%)	日中一時支援 35.2%(11.2%)	短期入所(ショートステイ) 31.8%(12.8%)	地域活動支援センター 19.6%(4.5%)
精神障害者 (n=160)	病院や診療所のデイケア 26.3%(26.3%)	地域活動支援センター 16.3%(10.0%)	生活サポート 15.0%(3.8%)	ホームヘルプサービス 12.5%(5.6%)	短期入所(ショートステイ) 6.3%(1.3%)

上位5項目のみ掲載。()内の数値は、最近1年くらいの間はそのサービスを利用したことがある人の割合。

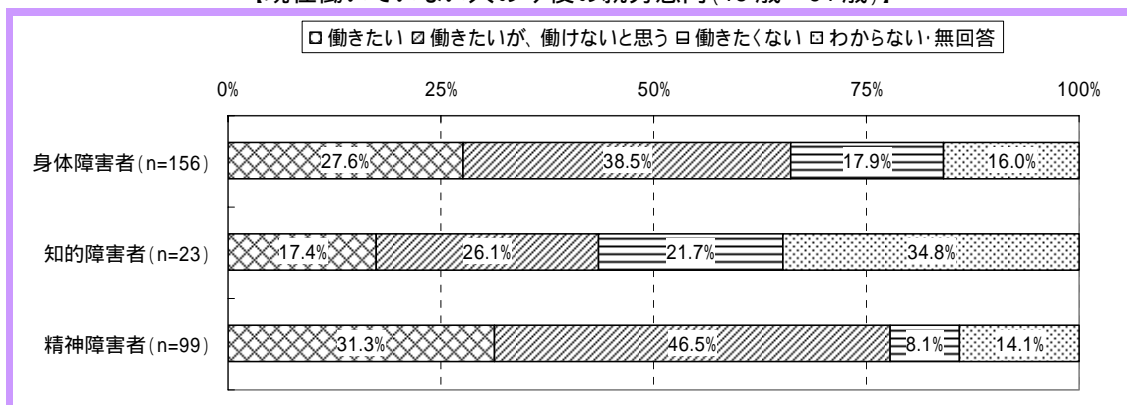
(3) 就労支援体制の充実

障害のある人が自立した生活を送るためには、それぞれの意欲に応じて働くことができるよう支援する体制づくりが必要です。

本市では、「西東京市障害者就労支援センター」を中心に、就労支援を進め、既に一定の実績を収めていますが、今後は障害の種別や程度にかかわらず、希望するすべての人が就労できるよう、さらに取り組みを充実させていきます。

また、本市では障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業等の実施が進んでいません。今後は、市内施設の移行を促進させるとともに、福祉的な就労における工賃水準の向上についても、市として支援を検討していきます。

【現在働いていない人の今後の就労意向(18歳～64歳)】



(4) 施設の新体系への移行推進

現在、本市では、市内施設の新体系への移行が進んでいません。それには様々な理由が考えられますが、ヒアリングや委員会等における当事者及び関係者の話からは、具体的に「利用定員を確保することが難しい」、「職員の確保が難しく、多くの利用者を受け入れることが難しい」、「新体系へ移行した場合、現在の利用者の中で、新事業への対応が難しい者が出てくる」、「新体系では、いままで培ってきた作業所の特色を生かせない」などの意見が聞かれます。

また、市に望む支援内容として、「事業所維持の基本コストに係る支援」、「通所者の活動維持に係る支援」、「行政からの（授産製品）発注の拡大」、「単独での移行が難しい作業所への対応」などの意見も出されていることから、今後は、新体系への移行の際、あるいは移行後の支援内容を明確にするなど、市の方針を示していきます。

【平成 20 年 4 月 1 日現在の市内施設の状況】

区分	団体名	名称	定員
知的障害者	社会福祉法人 さくらの園	第一さくらの園	19
		第二さくらの園	19
		第三さくらの園	19
	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会	ほうや第一福祉作業所	20
		ほうや第二福祉作業所	15
		ほうや第三福祉作業所	19
特定非営利活動法人 ハンディキャップサポートウノの会	おかし工房マーブル	10	
身体障害者	どろんこ会	どろんこ作業所	19
		どろんこ作業所「手づくり山」	10
	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会	ゆずりは作業所	18
精神障害者	特定非営利活動法人 燦燦会	サンワーク田無	20
	特定非営利活動法人 ハートフィールド	たなし工房	22
	特定非営利活動法人 友訪	コミュニティルーム友訪	24
	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会	サンライズ富士	28

【「新体系」サービスとは】

この計画においては、「新体系」という言葉を多く用いておりますが、「新体系」とは、基本的には障害者自立支援法で定められた自立支援給付（介護給付・訓練等給付）のサービスのことを指しています。また、現在の入所施設や小規模作業所・通所授産施設については、平成 23 年度までの間に障害者自立支援法に定められているサービス体系への移行が義務付けられており、移行先としては、主に以下のようなサービスが考えられています。

< 日中活動の場としてのサービス >

就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 生活介護

< 住まいの場としてのサービス >

施設入所支援

2 基本目標（平成 23 年度の将来像）

（ 1 ）入所施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針においては、「現入所者の 10%を地域生活に移行させ、最低限必要な待機者を入所させることにより、差し引き、7%以上の入所者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」こととされています。

本市では、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所者 129 人のうち 13 人が、平成 23 年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数 値	備 考
現在の施設入所者数	129人	平成 17 年 10 月 1 日の全施設入所者数 第 1 期計画策定時点で把握
【目標値】地域生活移行者数	13人	現在の全入所者のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する予定の人の数

（ 2 ）入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 14 年度の患者調査等より算出された退院可能な精神障害者数は、東京都全体で約 5,000 人となっています。5,000 人を人口比で按分して計算した本市における「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」数は 76 人となっており、本市では、そのうち 5 割の 38 人が平成 23 年度末において地域へ移行していることをめざします。

項目	数 値
平成 27 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数	76人
【目標値】平成 23 年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値	38人

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

本市では、平成 17 年度において「区市町村障害者就労支援事業」の支援を受けて一般就労した人が 6 人いることから、その 2 倍である 12 人が、平成 23 年度において、施設を退所し、一般就労することをめざします。

項目	数値	備考
現在の一般就労移行者数	6人	平成 17 年度において「区市町村障害者就労支援事業」による支援を受けて、一般就労した人の数
中間値	12人	平成 19 年度において「区市町村障害者就労支援事業」による支援を受けて、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	18人	平成 23 年度において「区市町村障害者就労支援事業」による支援を受けて、一般就労した人の数

一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援（A 型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

「区市町村障害者就労支援事業」は、「西東京市障害者就労支援センター」で実施しています。

3 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策

本計画で示す必要量の見込みについては、利用者のニーズやサービス提供体制の把握に努めながら、福祉サービスが必要なときに受けられるよう、サービス提供基盤の整備を進めます。

【新事業体系への移行について市内施設が抱える課題(ヒアリング等から)】

移行を難しくしている理由

- ・ 利用定員を確保することが難しい。毎日(定期的に)通うことが難しい利用者も多い。その結果、日割り計算により大幅な収入減となる。
- ・ 職員の確保が難しく、多くの利用者を受け入れることが難しい。(利用定員を増やせば、職員増が必要になるが、それは経営的にも厳しい。)
- ・ 新体系へ移行した場合、現在の利用者の中で、新事業への対応が難しい者が出てくる。その者たちの行き先をどうするか課題である。
- ・ 新体系では、いままで培ってきた作業所の特色を生かせない。(地域との連携、作業内容等)
- ・ 市の方針が示されていないため、新体系移行後の支援内容が不透明である。

新体系への移行のために必要な支援内容

- ・ 事業所維持の基本コストに係る支援(家賃補助、事務処理費補助等)
- ・ 通所者の活動維持に係る支援(送迎支援、給食費補助等)
- ・ 行政からの(授産製品)発注の拡大 = 工賃アップ
- ・ 単独での移行が難しい作業所については、別途、大きな法人を作り、その中で特色ある活動を継続できるよう、市内で調整。
- ・ すべての施設を一律に新体系へ移行するのではなく、それぞれの施設の役割を明確にし、お互いが連携して利用者を支援できるよう、市内で調整。
- ・ 福祉施設の場合は、事務作業を苦手とするところも多い。事務作業に関する支援を受けられれば、非常に助かるのではないか。

新体系への移行支援

市としては、新体系への移行に対し、最大限の支援をします。

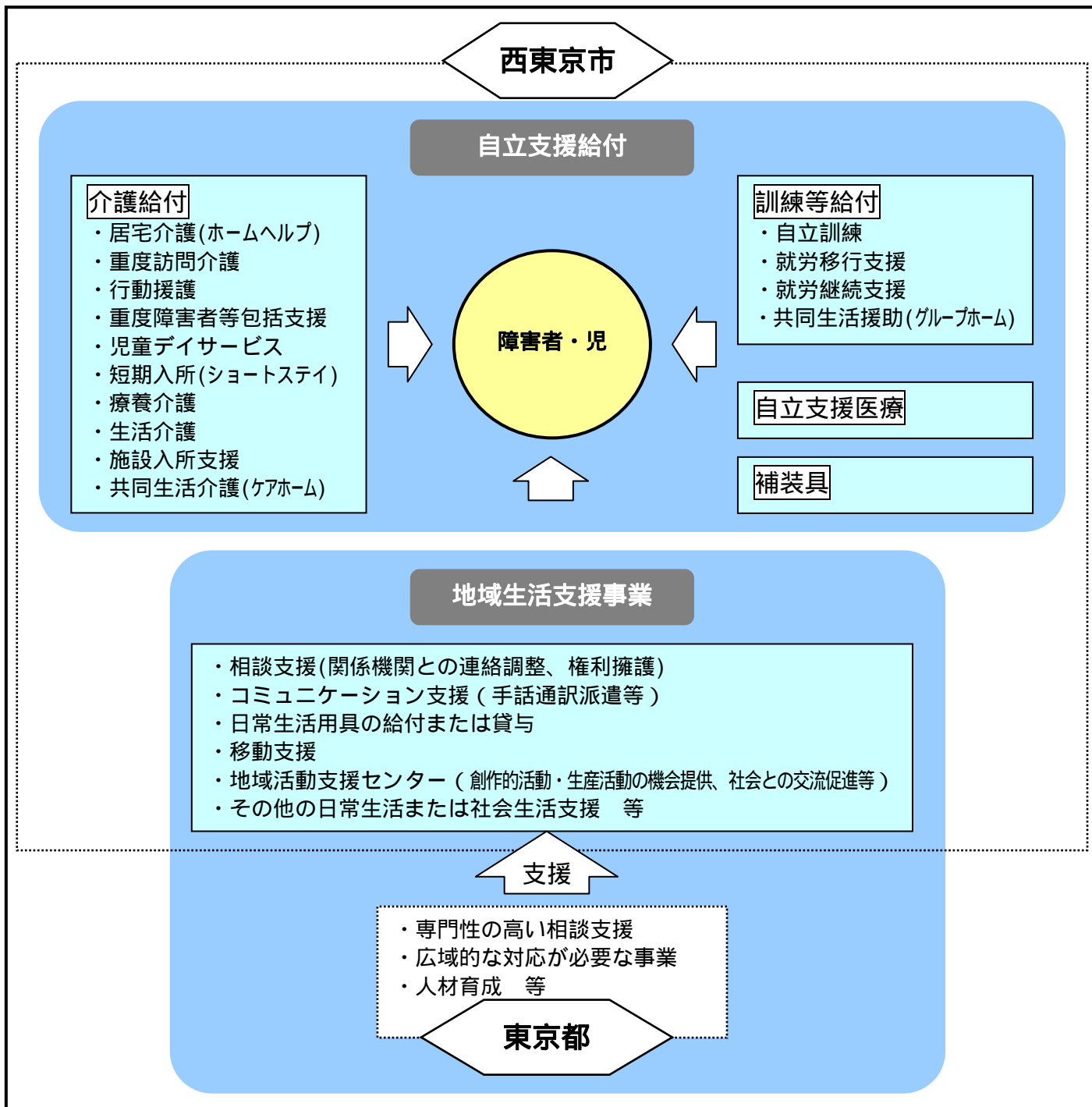
具体的な支援メニュー・組み立てについては、今後、引き続き現状の把握も含め、具体的に分析・検討を加え、明らかにしていきます。

- ・ 直接的な支援策(財政的な支援等)
- ・ 間接的な支援策(申請にあたっての助言や情報提供等の側面的な支援等)
- ・ その他の支援策

《総合的な自立支援システムの全体像》

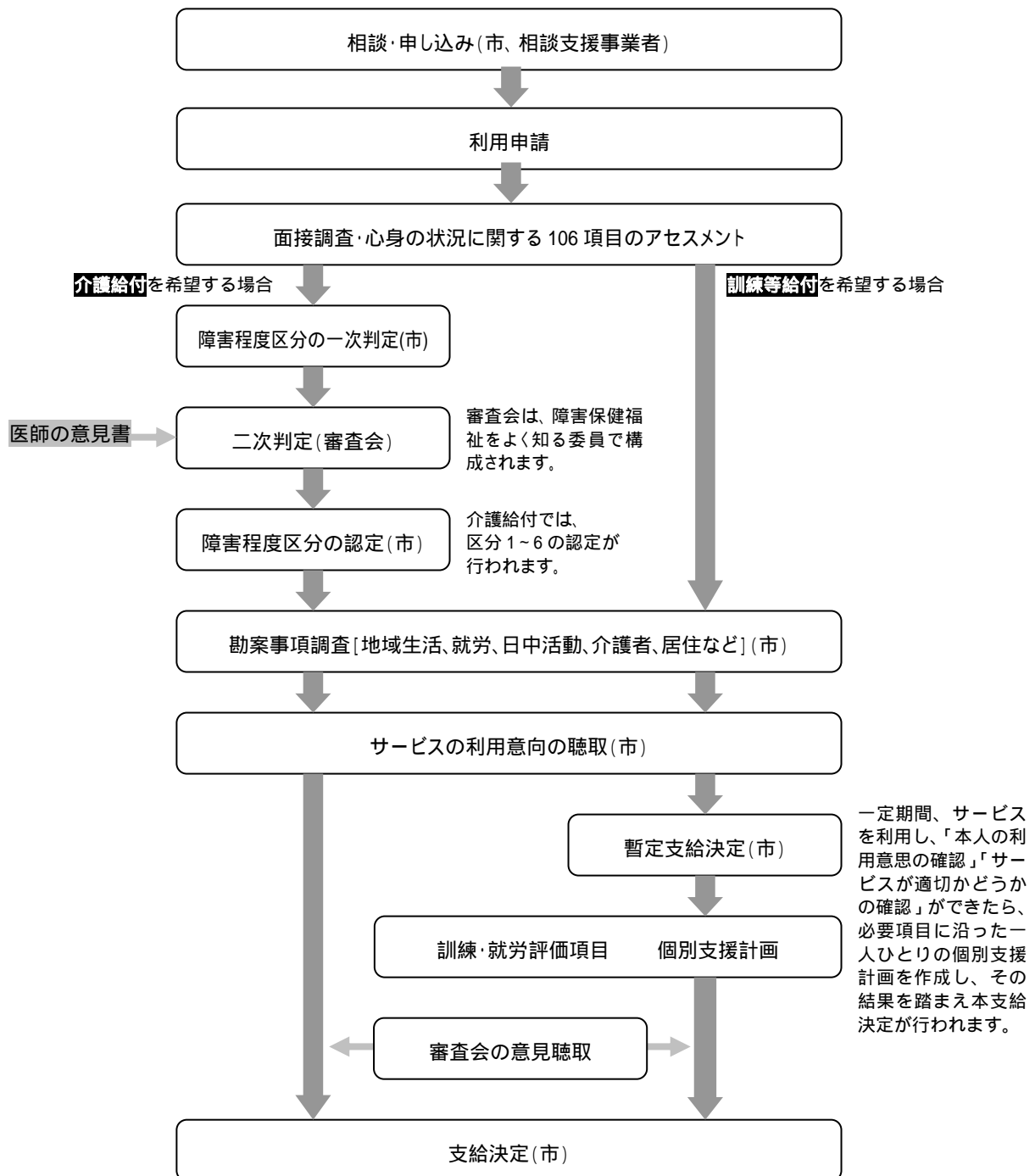
障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、利用者の状況に応じて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。



《障害福祉サービス利用の手続き》

障害のある人の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障害のある人の心身の状況（障害程度区分）、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握し、その上で支給決定を行います。なお、介護給付に位置づけられた事業は調査の上、障害程度区分の認定が必要となりますが、訓練等給付に位置づけられた事業は必要な調査は行いますが、障害程度区分の認定は必要ありません。



(1) 訪問系サービス

《サービスの内容》

居宅介護

ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている人(自閉症、てんかん等の重度の知的障害者(児)または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人)が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

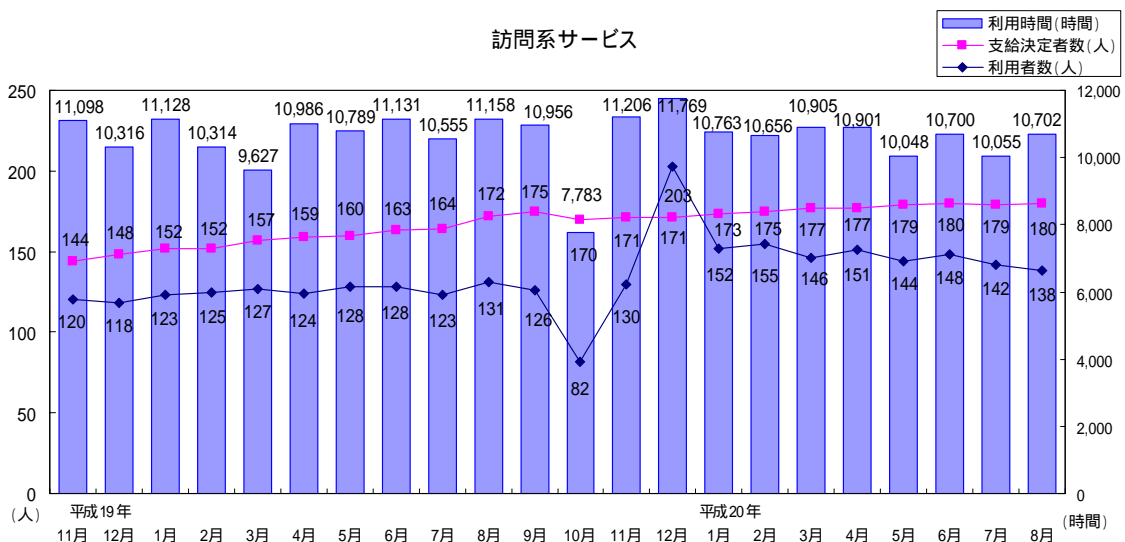
重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

《サービスの実績》

平成19年度の利用実績は、1か月あたりの利用者数138人、利用時間10,714時間と、第1期計画における見込量を若干下回っています。

なお、支給決定者数は、1か月あたり171人となっており、支給決定を受けて実際にサービスを利用している人の割合は81%となっています。



《サービスの見込量》

本市では、障害者数の増加や、施設・病院からの地域移行の推進を踏まえ、今後もサービスの利用は増大していくことが想定されることから、平成23年度には1か月あたり、167人、12,963時間のサービス量（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計）を見込むこととします。

【サービス見込量 / 1か月あたりの利用見込者数、利用見込時間】

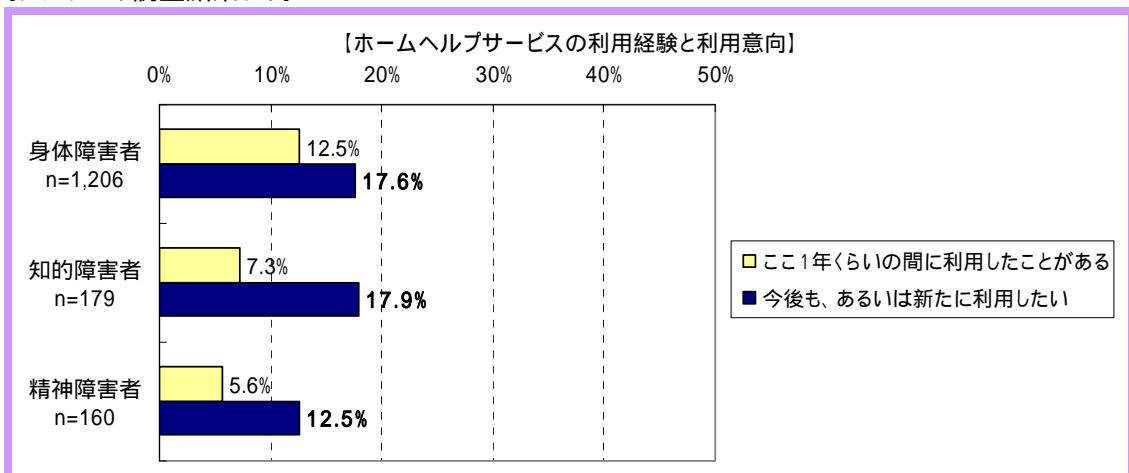
	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
重度訪問介護	138人(実績)	152人	159人	167人
行動援護	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
重度障害者等包括支援	10,714時間(実績)	11,838時間	12,400時間	12,963時間

《サービス見込量確保のための方策》

アンケート調査の結果からも今後サービスを利用したいと考えている潜在層も多くいることがうかがえます。

今後、増大するサービス利用量に対応するため、引続きサービス提供事業者等への情報提供や連携を図っていきます。

【アンケート調査結果より】



(2) 日中活動系サービス

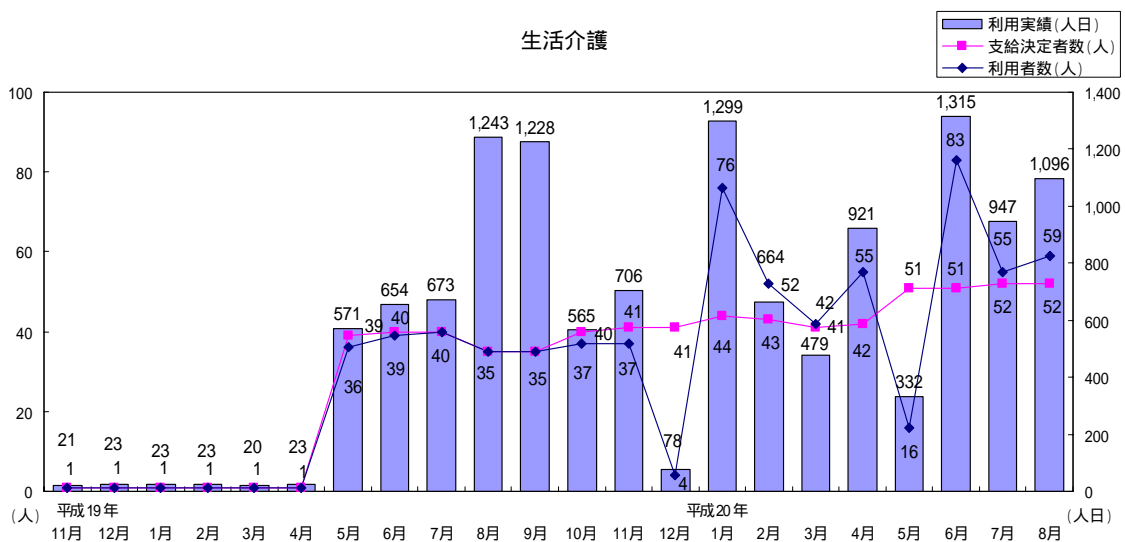
生活介護

《サービスの内容》

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

《サービスの実績》

平成19年度の利用実績は、1か月あたり52人と第1期計画における見込量を上回っています。本市では、平成19年4月より、田無障害者福祉センター生活介護事業所（定員40人）で、事業を実施しています。



《サービスの見込量》

本市では、平成23年度において、第1期計画と同じく、102人分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量 / 1か月あたりの利用見込者数]

	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	52人(実績)	77人分	89人分	102人分

《サービス見込量確保のための方策》

平成 23 年度の(仮称)障害者福祉総合センターの開設に合わせ、現在、市が行っている田無障害者福祉センター生活介護事業所をセンター内に移設し、定数枠の拡充を図ります。

市内の通所作業所等が法内施設への移行を機に生活介護事業所の開設等、事業所への協力依頼、連携を図っていきます。

【想定される利用者像】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方。

障害程度区分 3 以上（施設へ入所する場合は区分 4 以上）。

年齢が 50 歳以上の場合は、障害程度区分が区分 2 以上（施設へ入所する場合は区分 3 以上）。

自立訓練

《サービスの内容》

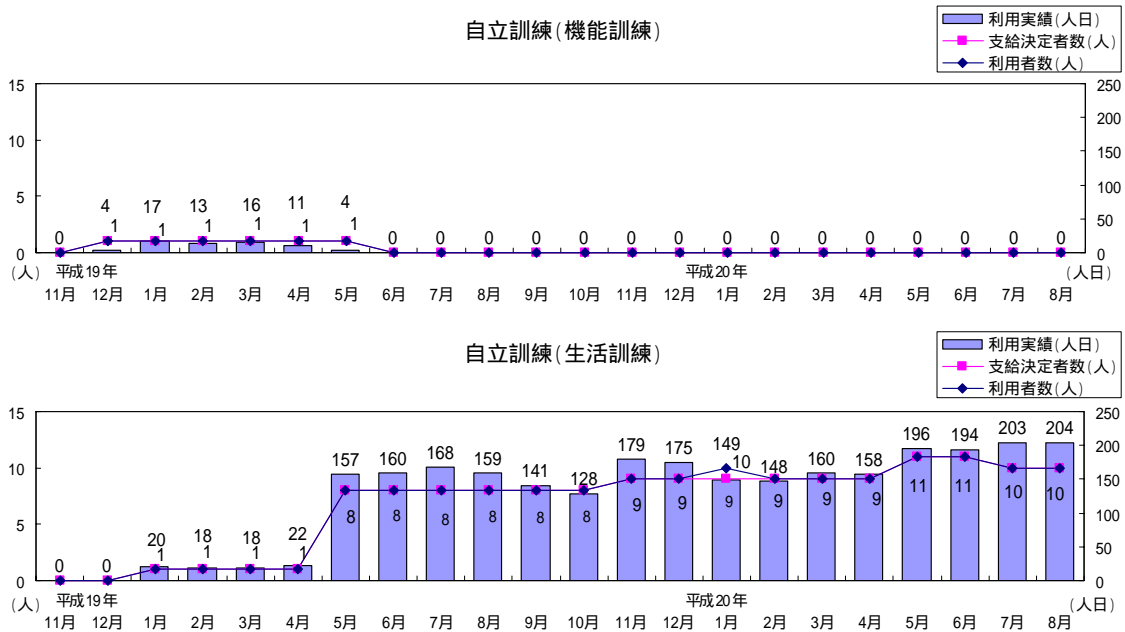
自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

《サービスの実績》

平成19年度の利用実績は、機能訓練が0人、生活訓練が9人です。



《サービスの見込量》

機能訓練については、平成 23 年度において、第 1 期計画と同じく、1 か月あたり 4 人分のサービス量を見込むこととします。

生活訓練については、平成 19 年度の実績が既に第 1 期計画の見込量を上回っているため、見込量を上方に修正し、1 か月あたり 27 人分のサービス量を見込むこととします。

【サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 23 年度	平成 23 年度
自立訓練（機能訓練）	0 人(実績)	2 人分	2 人分	4 人分
自立訓練（生活訓練）	9 人(実績)	18 人分	22 人分	27 人分

《サービス見込量確保のための方策》

現在、市内には自立訓練サービスを提供している事業所はありません。

引き続き、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、市内においてサービスの提供が確保できるよう、民間事業者等との連携・協力を図っていきます。

【想定される利用者像】

機能訓練

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。

入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方。

盲・ろう・養護学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方。等

生活訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。

入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方。

養護学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方。等

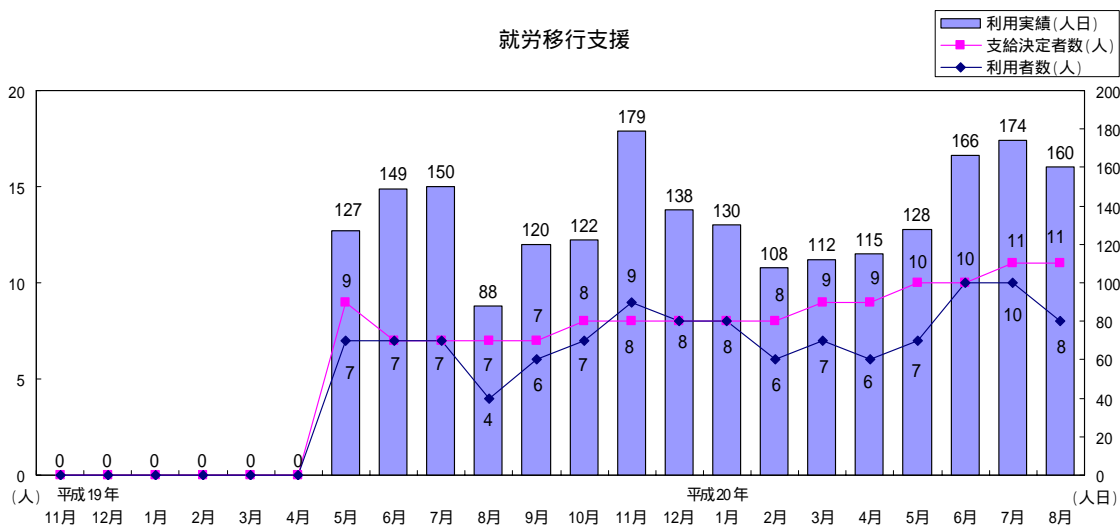
就労移行支援

《サービスの内容》

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、6 人と第 1 期計画における見込量を上回っています。



《サービスの見込量》

平成 19 年度の実績が既に第 1 期計画の見込量を上回っているため、平成 23 年度の見込量を上方に修正し、1 か月あたり 23 人分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援	6 人(実績)	14 人分	18 人分	23 人分

《サービス見込量確保のための方策》

現在、市内に就労移行支援事業所はありません。

第 2 期計画期間内に新体系への移行が義務付けられています。

これまでの各作業所等との議論を踏まえ、事業所の安定的な運営の方策を検討し、新体系移行に向け、財政的支援等できる限りの支援を行います。

就労継続支援

《サービスの内容》

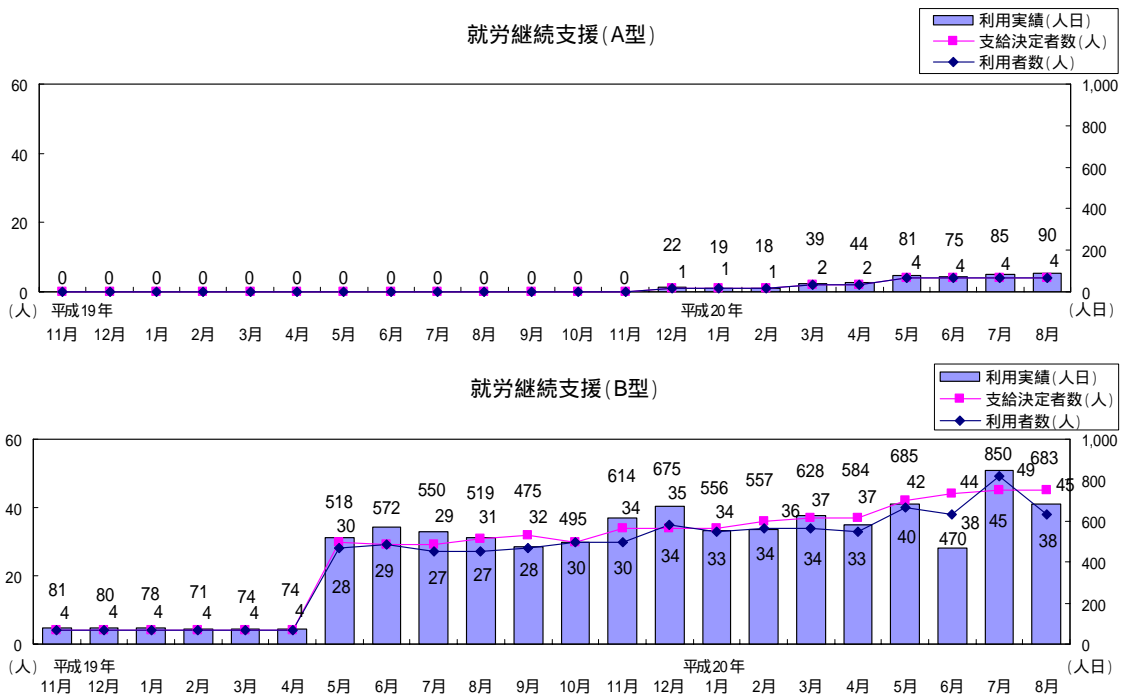
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型（雇用型）は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちB型（非雇用型）は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

《サービスの実績》

平成19年度の利用実績は、A型が1人、B型が34人と、ほぼ第1期計画の見込みどおりとなっています。



《サービスの見込量》

平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、1 か月あたり A 型は 8 人分、B 型は 154 人分のサービス量を見込むこととします。

【サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労継続支援 (A 型)	1 人(実績)	4 人分	5 人分	8 人分
就労継続支援 (B 型)	34 人(実績)	94 人分	124 人分	154 人分

《サービス見込量確保のための方策》

現在、市内に就労継続支援事業所はありません。

第 2 期計画期間内に新体系への移行が義務付けられています。

これまでの各作業所等との議論を踏まえ、事業所の安定的な運営の方策を検討し、新体系移行に向け、財政的支援等できる限りの支援を行います。

【想定される利用者像】

A 型(雇成型)

次に掲げる方で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能(利用開始時に 65 歳未満)な方です。

就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方。

盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方。

企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方。

B 型(非雇成型)

次に掲げる方で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。

企業等や就労継続支援事業(雇成型)での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方。

就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業 A 型(雇成型)の雇用に結びつかなかった方。

以上に該当しない方で、50 歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業 A 型(雇成型)の利用が困難と判断された方。

療養介護

《サービスの内容》

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。

《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は 0 人です。なお、現在、都内で療養介護を実施しているのは、国立精神・神経センター病院（小平市）のみで、サービスの提供はかなり厳しい状況となっています。

《サービスの見込量》

本市では、平成 23 年度においては、第 1 期計画と同じく、1 人分のサービス量を見込むこととします。

【サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
療養介護	0 人(実績)	1 人分	1 人分	1 人分

《サービス見込量確保のための方策》

市内にサービスを提供できる施設はありません。

都内においてこのサービスを実施しているのは、国立精神・神経センター病院の 1 ヶ所のみで極めて厳しい状況です。

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、サービス見込量確保のための方策について検討を進めていきます。

【想定される利用者像】

医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分 6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害程度区分 5 以上の人が想定されます。

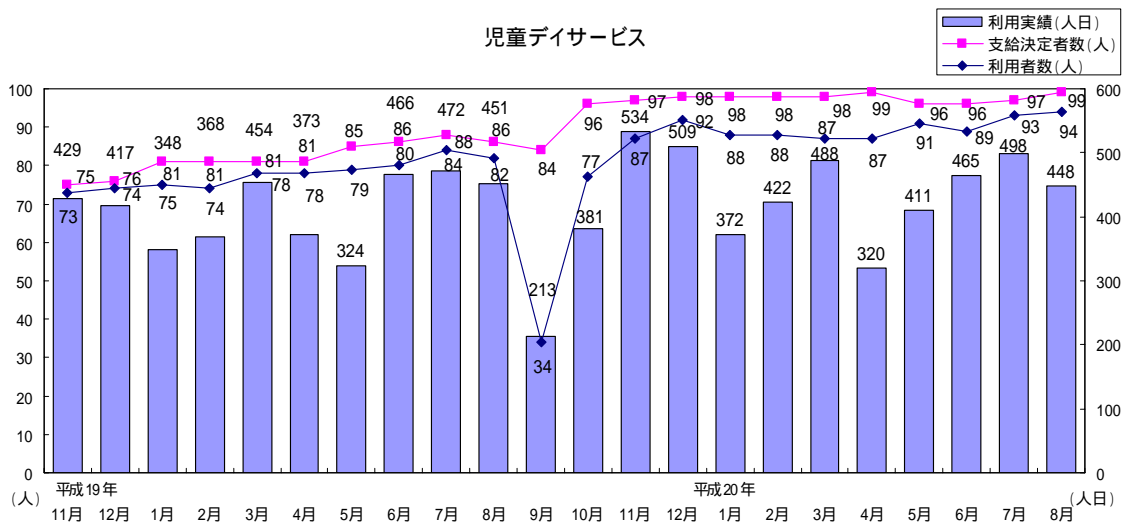
児童デイサービス

《サービスの内容》

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、1 か月あたり 88 人です。



《サービスの見込量》

本市では、平成 23 年度において、第 1 期計画と同じく、108 人分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	88 人(実績)	98 人分	103 人分	108 人分

《サービス見込量確保のための方策》

平成 19 年度の利用実績をみると第 1 期計画時の見込数を上回っています。

現在 20 年 10 月末で、乳幼児期の段階で何らかの発達障害を持った子どもの早期通所訓練施設の「こどもの発達センターひいらぎ」(市直営)で 81 名、民間施設で 8 名がサービスを利用しています。

今後も「こどもの発達センターひいらぎ」の待機者の状況やサービス提供事業所と情報交換等連携をしながら、必要なサービスの提供に努めます。

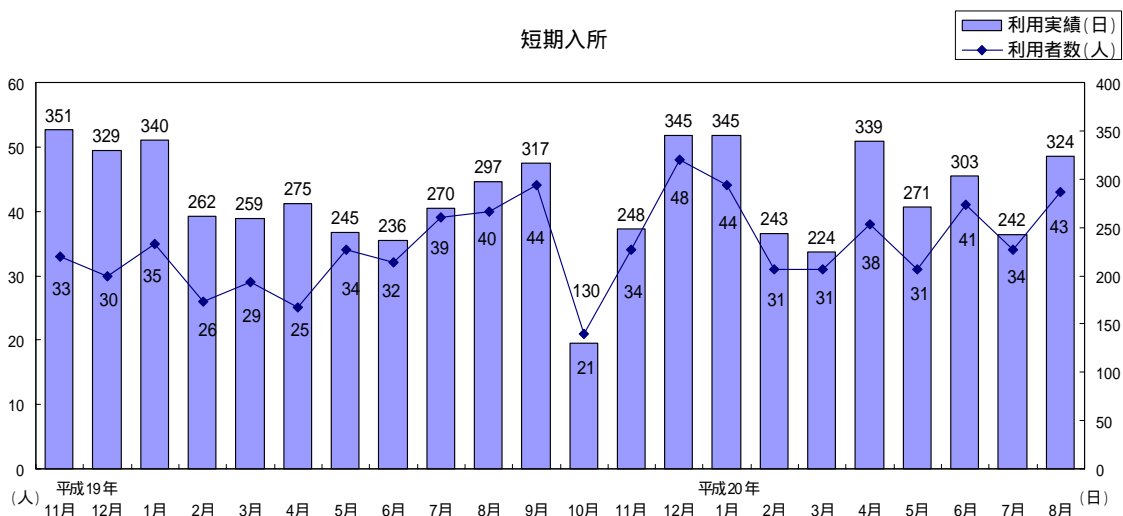
短期入所

《サービスの内容》

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、1 か月あたり 31 人です。



《サービスの見込量》

平成 19 年度の利用日数が、第 1 期計画の見込量を若干上回っていることや、アンケート調査結果からも利用意向の高さがうかがえることから、第 1 期計画の見込量を上方に修正し、平成 23 年度には 1 か月あたり 52 人、391 日の利用を見込むこととします。

[サービス見込量]

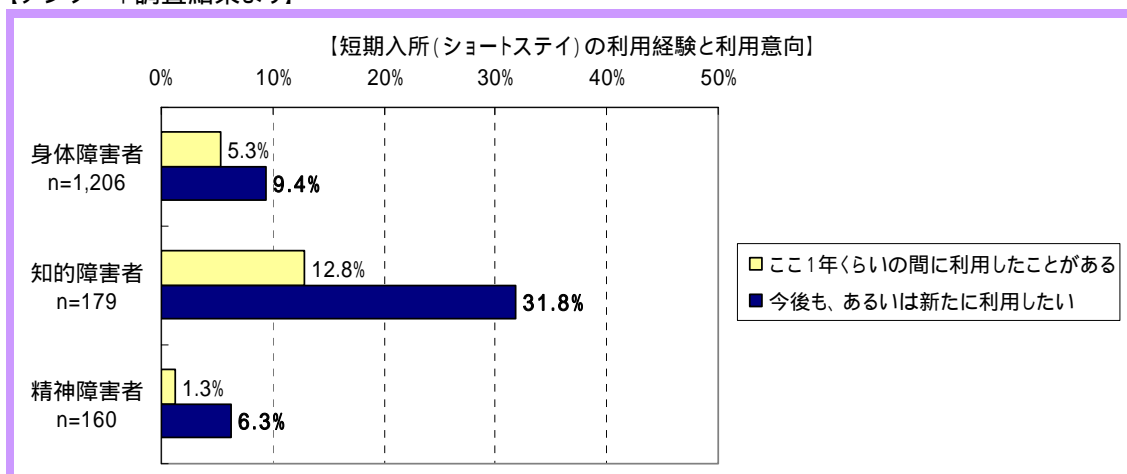
		平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所	利用者数	31 人(実績)	41 人	46 人	52 人
	利用日数	265 日(実績)	327 日	358 日	391 日

《見込量確保のための方策》

現在 20 年 10 月末で、20 の事業所からサービスの提供を受けています。なお、児童については、桜町病院（市外）に西東京市 2 床分を別途確保しています。

今後も、サービス提供事業所と連携をしながら、必要なサービスを提供していきます。

【アンケート調査結果より】



(3) 居住系サービス

《サービスの内容》

共同生活援助（グループホーム）

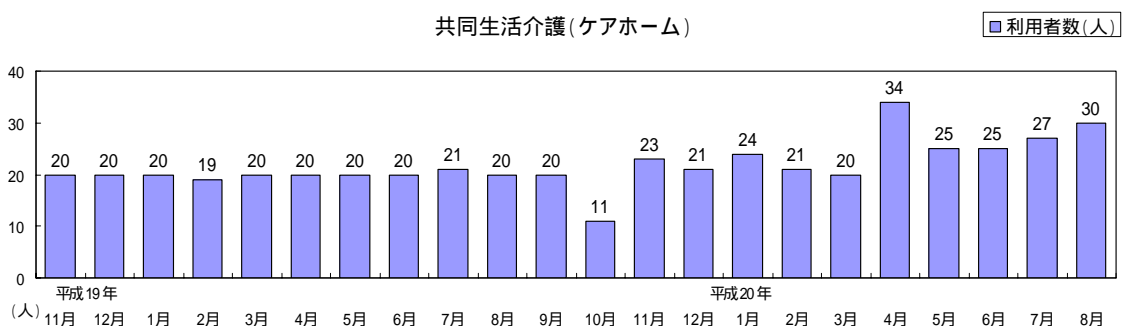
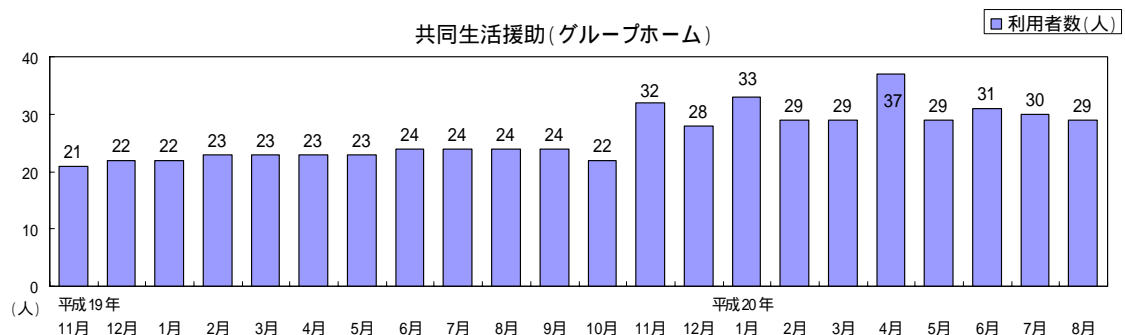
介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者、身体障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を提供します。

共同生活介護（ケアホーム）

介護を必要とする知的障害者、精神障害者、身体障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

《サービスの実績》

平成19年度の利用実績は、グループホームが29人、ケアホームが21人の合計50人となっています。



【市内のグループホーム・ケアホーム（平成 20 年 11 月 1 日現在）】

名称	対象	定員
田無寮	知的障害者	3
第二田無寮	知的障害者	4
第三田無寮	知的障害者	4
第四田無寮	知的障害者	3
わっはっは	知的障害者	5
緑町マリーナ	知的障害者	5
茅花寮	知的障害者	4
ピッピ	知的障害者	6
なぎさ寮	知的障害者	4
自立生活企画生活寮	知的障害者	4
サンワーク田無	精神障害者	5
住まいる	精神障害者	4
わんど	精神障害者	6
もやい	精神障害者	4

《サービスの見込量》

平成 19 年度の実績が既に第 1 期計画の見込量を上回っていることを踏まえ、第 1 期計画の見込量を上方に修正し、平成 23 年度には 80 人分の利用量を見込むこととします。

[サービス見込量]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助(グループホーム)	50 人分(実績)	65 人分	73 人分	80 人分
共同生活介護(ケアホーム)				

《サービス見込量確保のための方策》

平成 20 年 10 月末現在、市内のグループ・ケアホームには、知的障害者 8 施設・27 名、精神障害者 3 施設・7 名が入所しています。

また、市内以外にも知的障害者 19 施設・20 名、精神障害者 5 施設・5 名が入所しています。

今後も、市内での施設の確保に向け、都補助制度を活用するなど、グループホーム、ケアホーム事業所の誘致等を図っていきます。

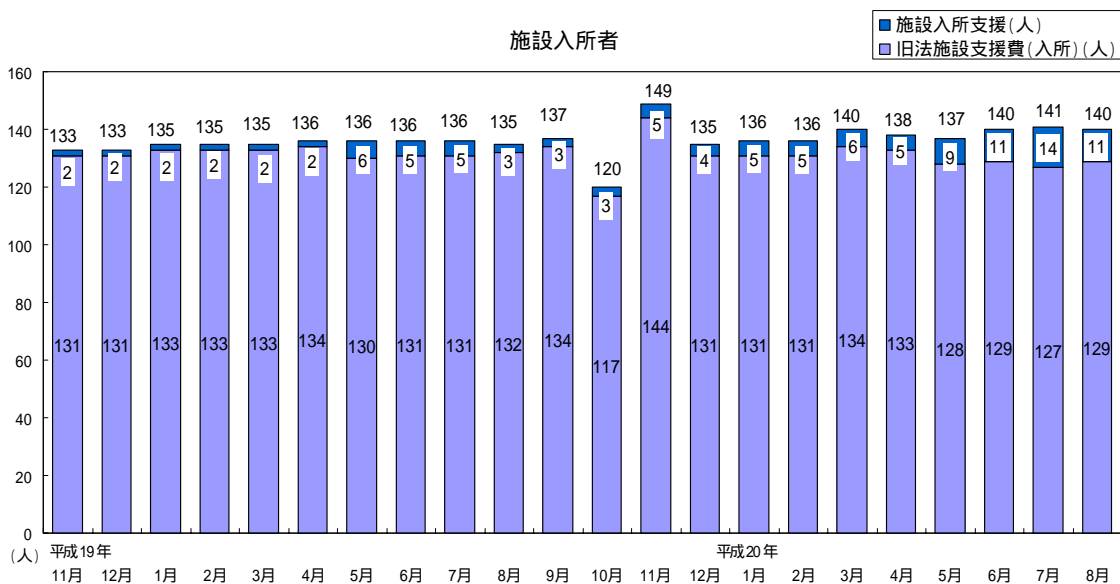
施設入所支援

《サービスの内容》

施設に入所する障害者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は 5 人で、まだまだ新体系への移行が進んでいない状況となっています。



《サービスの見込量》

本市では、平成 23 年度において、第 1 期計画と同じく、129 人分のサービス量を見込むこととします。

【サービス見込量】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設入所支援	5 人(実績)	65 人	96 人	129 人

旧体系施設入所者は含んでいません。

《サービス見込量確保のための方策》

現在、市内には施設入所支援事業を実施している事業所はありません。

旧体系施設の移行状況や家族や本人の意向を聞きながら、市内等のグループホーム・ケアホームの整備状況を踏まえ、検討していきます。

(4) 相談支援

《サービスの内容》

病院や施設からの退院・退所時や、単身で自ら適切な福祉サービスの利用の調整ができない障害者へ、サービス利用の相談・情報の提供・斡旋・調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう相談支援を行います。

《サービスの実績》

平成 20 年 11 月現在まで、サービス利用計画作成費の支給決定の実績はありません。

《サービスの見込量》

本市では、平成 23 年度において、第 1 期計画と同じく、32 人分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス利用計画作成対象者数	0 人 (実績)	30 人	31 人	32 人

《サービス見込量確保のための方策》

現在、相談支援(サービス利用計画作成費の支給)の利用者はいません。

今後は、この制度の周知に努めるとともに、指定相談事業所を確保し、ニーズに合った計画的な支援を受けられるよう、相談支援事業者の質の向上と相談支援体制の整備に努めていきます。

【想定される利用者像】

1. 障害者施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者。
2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。
3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

(5) 地域生活支援事業

相談支援事業

《サービスの内容》

相談支援事業は、「地域生活支援事業」として、市の必須事業に位置づけられています。障害者等、障害児の保護者、また、障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援していきます。

《サービスの見込量》

現在は、保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニーの2か所で障害者相談支援事業を実施していますが、平成23年度には、新たに建設する（仮称）障害者福祉総合センターを加え、3か所で実施します。

また、西東京市地域自立支援協議会では引き続き、相談支援事業に係る中立・公平性の確保及び困難事例等への対応を行っていきます。

〔 サービス見込量 / 実施見込箇所数 〕

	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	2か所(実績)	2か所	2か所	3か所
地域自立支援協議会	1か所(実績)	実施	実施	実施

《障害者相談支援事業の実施（平成23年度見込み）》

相談支援の拠点として相談支援センターを設置し、地域生活支援サービスの利用相談、関係機関との連携・調整、施設入所者・退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援等身体・知的・精神の3障害に対応した相談支援体制の整備を行います。



【地域自立支援協議会からの助言】

- ・ ケアマネジメントを充実させるための社会資源、人材の確保が必要である。
- ・ 当事者にとって相談しやすい人や場所を選べるような様々な体制が必要になる。
- ・ 当事者が安心して暮らすためには、その地域生活を支える家族、関係スタッフ、市民の相談ができる体制が必要である。
- ・ 夜間、休日などの緊急時の相談体制の構築が必要である。
- ・ 身近な場所で、どのような障害に対しても、幅広い知識と情報を持つ担当者がある相談体制が望まれる。
- ・ 当事者だけでなく、市民も気軽に立ち寄れ、また、地域に住む障害者への理解を深め、協力者の育成につながるような相談窓口の開設が望まれる。
- ・ 相談の内容から、各分野の専門家に振り分けるシステムが必要になる。
- ・ 地域で生活する障害者が抱える問題は多岐にわたることから、総合相談、専門相談、出走相談等を行える体制が必要になる。

コミュニケーション支援事業

《サービスの内容》

コミュニケーション支援事業とは、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する事業です。

《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、手話通訳者派遣事業が 221 件（利用登録者 63 人、利用実人数 54 人）、要約筆記者派遣事業が 2 件（利用登録者 5 人、利用実人数 2 人）です。

《サービスの見込量》

手話通訳者派遣事業の実績は、第 1 期計画における見込量どおりであり、第 2 期計画においても見込量の変更はしないこととし、平成 23 年度には 58 人、230 件の利用を見込むこととします。

要約筆記者派遣事業の実績は、年間 2 件と少なくなっているものの、利用登録者は 5 人おり、今後は利用が拡大していくと考えられることから、平成 23 年度には 15 人、15 件の利用を見込むこととします。

[サービス見込量 / 年間の延べ派遣見込件数]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者派遣事業	利用実人数	利用実人数	利用実人数	利用実人数
	54 人(実績)	58 人	58 人	58 人
	派遣件数	派遣件数	派遣件数	派遣件数
	221 件(実績)	230 件	230 件	230 件
要約筆記者派遣事業	利用実人数	利用実人数	利用実人数	利用実人数
	2 人(実績)	5 人	10 人	15 人
	派遣件数	派遣件数	派遣件数	派遣件数
	2 件(実績)	5 件	10 件	15 件

日常生活用具給付等事業

《サービスの内容》

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居住生活動作補助用具(住宅改修費)、を給付または貸与します。

《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、合計 3,285 件となっており、第 1 期計画の見込量を若干下回っています。内訳をみると、利用が見込みほど伸びなかったのは排泄管理支援用具で、平成 18 年度と平成 19 年度を比較すると 8 件の増加となっています。

《サービスの見込量》

第 2 期計画においては、給付等件数は毎年度、増加していくことを見込むものの、第 1 期計画よりも若干見込量を下方に修正し、平成 23 年度には合計 3,543 件の利用があるものと見込みます。

[サービス見込量 / 年間の給付等見込件数]

種目・年度	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護・訓練支援用具	12 件(実績)	14 件	15 件	16 件
自立生活支援用具	30 件(実績)	40 件	45 件	50 件
在宅療養等支援用具	11 件(実績)	17 件	20 件	23 件
情報・意思疎通支援用具	36 件(実績)	45 件	50 件	55 件
排泄管理支援用具	3,193 件(実績)	3,293 件	3,343 件	3,393 件
居住生活動作補助用具	3 件(実績)	6 件	6 件	6 件
合 計	3,285 件(実績)	3,415 件	3,479 件	3,543 件

移動支援事業

《サービスの内容》

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。ただし、障害福祉サービスの支給決定を受け、移動の支援を受けることができる人は除きます。また、介護保険制度の対象者は、介護保険制度による移動の支援を利用した上で、なお移動の支援を要する場合に対象となります。

《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、利用実人数 218 人、年間利用時間 22,863 時間（1 か月平均 1,905 時間）となっており、第 1 期計画の利用見込時間を上回っています。

《サービスの見込量》

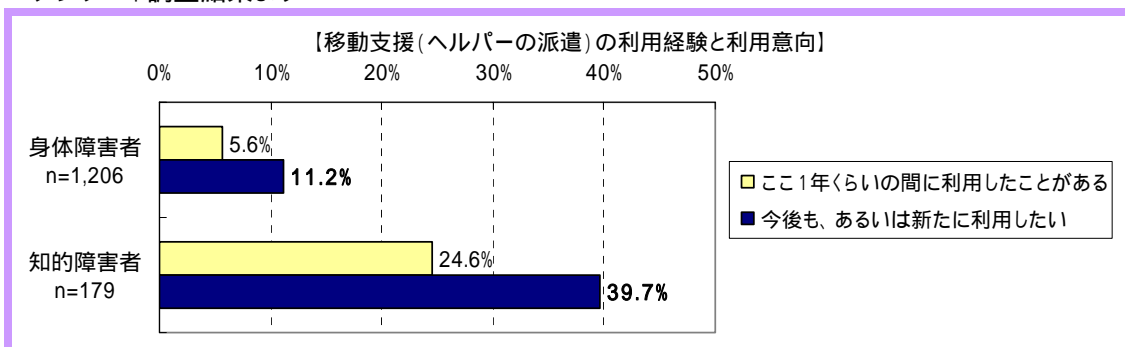
実績及びアンケート調査結果を踏まえ、今期計画では、第 1 期計画の見込量を上方修正し、平成 23 年度には、1 か月あたり 265 人、2,305 時間の利用を見込むこととします。

[サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数、利用見込時間]

	19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	218 人(実績)	242 人	253 人	265 人
利用見込時間	1,905 時間(実績)	2,105 時間	2,205 時間	2,305 時間

平成 19 年度実績を基準に、平成 23 年度までは毎年 100 時間ずつ、1 か月あたりの利用時間が増加することを想定。1 人あたりの利用時間は 1 か月あたり 8.7 時間を想定。

アンケート調査結果より



地域活動支援センター

《サービスの内容》

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。現在は、保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニーの2か所に設置しています。

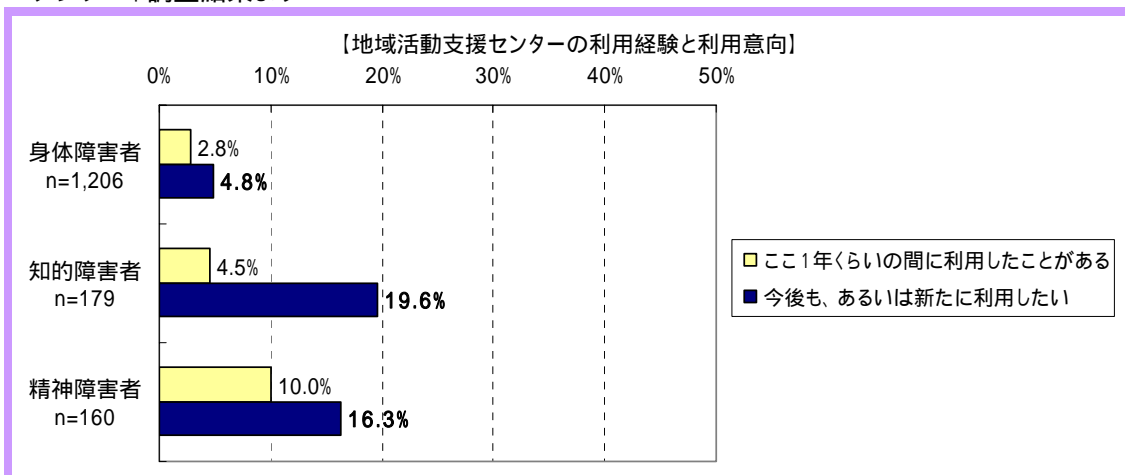
《サービスの見込量》

平成23年度には、引き続き現在の2箇所の地域活動支援センターで事業を実施していきます。1か月あたり合計165人の利用を見込むこととします。

【サービス見込量／実施見込箇所数、1か月あたり利用見込者数】

	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施見込箇所数	2か所(実績)	2か所	2か所	2か所
利用実人数	145人(実績)	155人	160人	165人

アンケート調査結果より



その他の事業

- ・ 在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業

《サービスの内容》

家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対し、巡回入浴サービスを実施します。

《サービスの見込量》

平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、1 か月あたり 13 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	8 人(実績)	13 人	13 人	13 人

- ・ 更生訓練費給付事業

《サービスの内容》

障害者支援施設を利用する障害者に対して更生訓練費の支給を行います。

《サービスの見込量》

平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、1 か月あたり 15 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	15 人(実績)	15 人	15 人	15 人

・ 日中一時支援事業

《サービスの内容》

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。

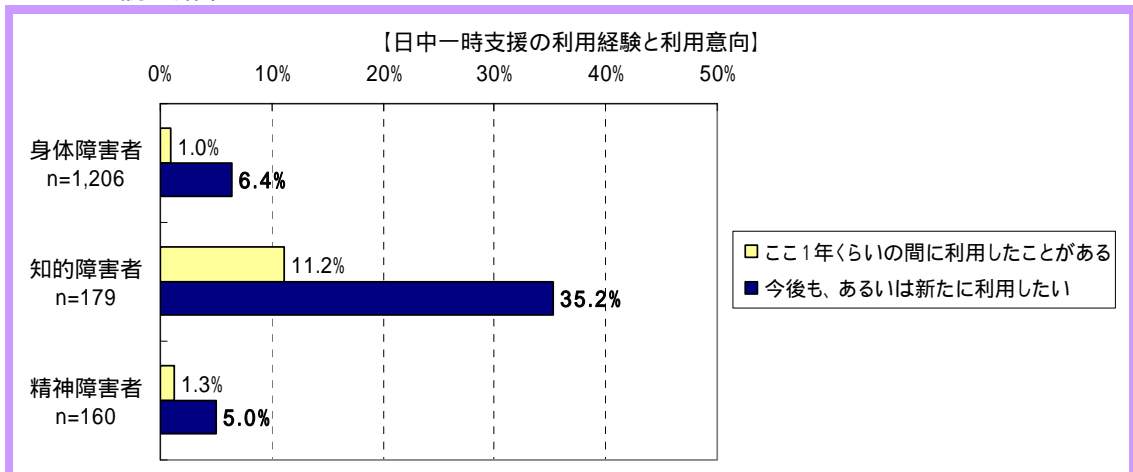
《サービスの見込量》

平成 19 年度の実績は第 1 期計画における見込みを若干下回っていますが、アンケート調査では特に知的障害者において高い利用意向がみられることから、平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、年間 110 人の利用を見込むこととします。

【サービス見込量 / 年間の利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	86 人(実績)	100 人	105 人	110 人

アンケート調査結果より



・ 生活サポート事業

《サービスの内容》

介護給付支給決定者以外の人であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

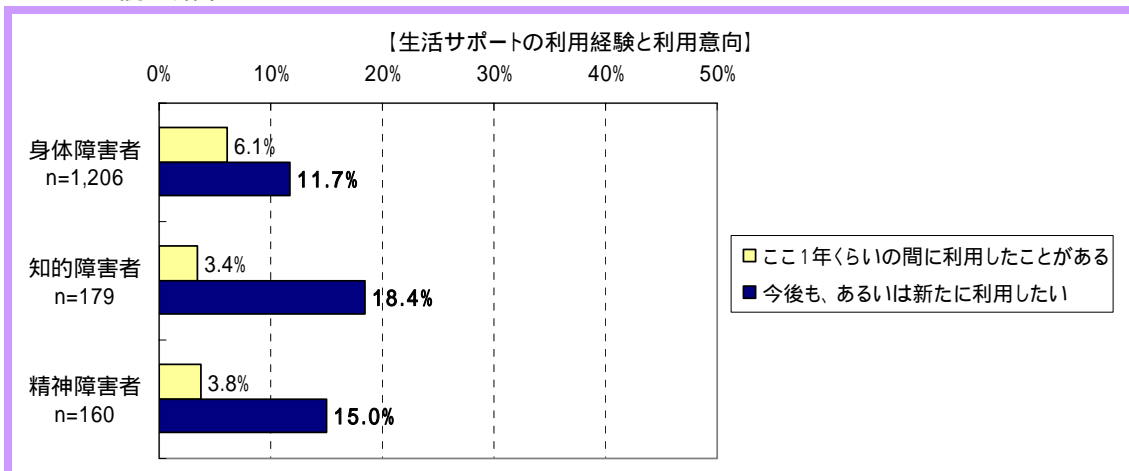
《サービスの見込量》

平成 19 年度の実績は第 1 期計画における見込みを下回っていますが、アンケート調査でも利用実績に比べて高い利用意向が見られることから、平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、1 か月あたり 15 人の利用を見込むこととします。

【サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	5 人(実績)	10 人	10 人	15 人

アンケート調査結果より



- ・ 社会参加促進事業

障害者スポーツ支援事業

《サービスの内容》

市内在住の障害者及び市内の障害者授産施設等に通所する市外在住の障害者に対して、スポーツレクリエーション活動を実施します。

《サービスの見込量》

平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、年間 350 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量 / 年間の利用見込者数]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	345 人(実績)	350 人	350 人	350 人

心身障害者自動車運転教習費補助事業

《サービスの内容》

一定の条件を満たす心身障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。

《サービスの見込量》

平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、年間 4 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量 / 年間の利用見込者数]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	4 人(実績)	4 人	4 人	4 人

身体障害者用自動車改造費助成事業

《サービスの内容》

重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造等に要する経費の一部を助成します。

《サービスの見込量》

平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、年間 6 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量 / 年間の利用見込者数]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	5 人(実績)	6 人	6 人	6 人

4 障害福祉計画の着実な推進に向けて

(1) サービス提供の円滑化

支給決定の適正化・円滑化

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障害者の心身の状況(障害程度区分)、社会行動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行います。

不服申し立て制度の整備

障害程度区分認定や支給決定について不服がある場合には、東京都に設置されている「障害者介護給付費等不服審査会」に審査請求することができます。

障害程度区分認定や支給決定についての不服以外の苦情については、東京都に設置されている運営適正化委員会が苦情処理機関として位置づけられています。

(2) サービスの質の確保

サービス事業者に対する第三者評価

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。

今後は、都と協力し、サービス事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

障害者等に対する虐待の防止

サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努める必要があります。

市では、地域自立支援協議会等の場の活用等により、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組んでいきます。

サービス管理責任者

障害者自立支援法においてサービスを提供できる事業者は、都道府県知事が厚生労働省令で定める基準に基づいて、サービスの種類・事業所ごとに指定した事業者です。指定を受けた事業者は、関係機関と連携を図りつつ、利用者の能力や適性に応じて、また、本人の意向を踏まえてサービスを効果的に提供すること、サービスの質の向上に努めることなどが事業者の責務として法に規定されています。また、指定基準のうちの人員基準では、事業所ごとに「サービス管理責任者」などを配置することが定められています。日中活動及び居住系のサービスを提供する事業所に配置される「サービス管理責任者」は、3年から10年の実務経験を有する上に、「サービス管理責任者研修」などを修了することが必要とされています。

(3) 利用者負担の軽減に対する取り組み

自立支援給付にかかる利用者負担の軽減について

自立支援給付は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割負担と所得に応じた月額上限の設定)に見直されるとともに、施設利用者については、食費・光熱水費等実費負担となりました。

ただし、利用者負担については、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の人に配慮した負担軽減策が講じられています。

本市も法に基づく負担軽減を原則とし、あわせて東京都が独自で行う負担軽減措置(平成21年3月までの経過措置)と連動した軽減策を実施しています。

地域生活支援事業にかかる利用者負担の軽減について

地域生活支援事業は、市が主体となって行う事業と定められており、利用者負担についても市が独自に設定できることとなっています。

本市では、先に掲載した事業を「地域生活支援事業」と位置づけ、サービスの提供を行います。

利用者負担については、事業の一部が自立支援給付から地域生活支援事業に移行された事業等もあることから、サービス利用者への公平性並びに事業の継続性を確保する観点から、原則1割負担としました。

ただし、利用者負担については、自立支援給付と同様、軽減策を設けています。利用されるサービスにより負担は異なりますが、低所得の人やサービスの質・必要性、等を踏まえ、5%・3%・無料の負担軽減策を実施しています。また、あわせて地域生活支援事業に対する東京都独自軽減策(平成21年3月までの経過措置)も組み入れています。

(4) 財源の確保

市町村の障害福祉計画は国の基本方針を踏まえ、新サービス体系への移行を念頭に置き、各種サービスごとの見込量などの数値目標を設定し、計画的な整備を行うものとされており、その財源の確保が必要不可欠となります。

西東京市の財政状況は、国の「三位一体の改革」や高齢化の進展等に伴う財政需要の拡大により、多額の財政不足を生じるなど厳しい状況にあります。

平成 17 年に「地域経営戦略プラン」(第 2 次行財政改革大綱)を策定し、緊急的課題である財政健全化に向けた取り組みを着実に進めるために、すべての事務事業・補助金等の点検を実施しています。

「障害福祉計画」に掲げる必要な見込量を確保するためには、行財政改革の実効性を高め、財政基盤の強化を図ることはもとより、障害福祉施策全般にわたり、サービスの内容、質、量等について、必要な見直し・検討を図り、財源の確保に努めます。

「障害者自立支援法」において、国と東京都に対し、財政的な側面において適切な役割分担を求め、必要な財源の確保に努めます。

資料1 西東京市地域自立支援協議会設置要綱

第1 設置

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号の規定により実施する地域生活支援事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすことを目的として、西東京市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項について調査、協議及び評価を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 相談支援事業に係る中立・公平性の確保及び困難事例等への対応に関すること。
- (2) 障害者福祉の計画に関すること。
- (3) その他障害福祉施策に関して市長が必要と認めること。

第3 組織

協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 保健及び医療関係者 3人以内
- (3) 障害者施設関係者 5人以内

第4 任期

委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 構成

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第7 作業部会

協議会は、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に関し必要な事項は、別に定める。

第8 関係者の出席

会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

第9 庶務

協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月24日から施行する。

資料2 西東京市地域自立支援協議会等委員名簿

西東京市地域自立支援協議会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
1 学識経験者	奥野 英子	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	
	高橋 幸三郎	東京家政学院大学人文学部准教授	
3 保健及び医療関係者	山田 雄飛	山田病院 理事長・院長	
	4 松島 郁子	東京都多摩小平保健所 副参事（地域保健推進担当）	20年5月～
	5 近藤 久美子	緑成会病院 医療ソーシャルワーカー	
6 障害者施設関係者	駒村 健二	どろんこ作業所所長（身体障害者施設）	
	7 山本 恵子	第二さくらの園施設長（知的障害者施設）	
	8 白倉 悦子	たなし工房指導員（精神障害者施設）	
	9 福田 陽子	西東京市保谷障害者福祉センター非常勤職員（作業療法士）	
	10 相川 景子	ハンディキャップサポーターの会 副理事長	

は会長、 は副会長

障害者基本計画策定作業部会委員

区分	氏名	所属等	備考
1 学識経験者	奥野 英子	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	
	2 高橋 幸三郎	東京家政学院大学人文学部准教授	
3 保健及び医療関係者	山田 雄飛	山田病院 理事長・院長	
	4 松島 郁子	東京都多摩小平保健所 副参事（地域保健推進担当）	20年5月～
5 障害者施設関係者	駒村 健二	どろんこ作業所所長（身体障害者施設）	
6 協力委員	齋藤 睦	西東京市社会福祉協議会 総務課長	
	7 丸木 敦	西東京市社会福祉協議会 地域福祉課長	
	8 早矢仕 のり	西東京市民生児童委員連絡協議会 障がい福祉部会・部長	
	9 高橋 香代子	西東京市民生児童委員連絡協議会 障がい福祉部会・副部長	

は部会長

第2期障害福祉計画策定作業部会委員

区分	氏名	所属等	備考
1 保健及び医療関係者	近藤 久美子	緑成会病院 医療ソーシャルワーカー	
2 障害者施設関係者	山本 恵子	第二さくらの園施設長（知的障害者施設）	
	3 白倉 悦子	たなし工房指導員（精神障害者施設）	
	4 福田 陽子	西東京市保谷障害者福祉センター非常勤職員（作業療法士）	
	5 相川 景子	ハンディキャップサポーターの会 副理事長	
	6 速水 和子	おかし工房マープル	
7 協力委員	田中 みよ子	第二さくらの園	
	8 駒村 健二	どろんこ作業所所長（身体障害者施設）	
	9 國井 良彦	支援センター・ハーモニー	

は部会長

資料3 計画策定の経過

日付	内容
平成20年 5月21日	第1回西東京市地域自立支援協議会 (1) 本年度の地域自立支援協議会の進め方等について (2) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定方法等について
7月10日	第2回西東京市地域自立支援協議会 (1) 困難事例について (2) アンケート調査項目について (3) ヒアリング項目について (4) 相談支援体制について
7月22日	第1回障害福祉計画策定作業部会 (1) 会議の進め方について (2) 計画策定の視点について (3) 検討事項の確認について (4) 計画策定に伴うヒアリング項目の確認について
7月24日	第1回障害者基本計画策定作業部会 (1) 計画策定の進め方について (2) 協力委員の参加方法について (3) 計画策定の視点について (4) ヒアリング項目の確認について
7月～8月	障害者団体等ヒアリングの実施（市内で活動する7団体）
8月～9月	アンケート調査の実施 （身体障害者2,300人、知的障害者400人、精神障害者300人）
8月5日	第2回障害者基本計画策定作業部会 (1) 計画策定の視点について (2) 計画策定の方向性について
8月8日	第2回西東京市障害福祉計画策定作業部会 (1) 施設の新体系への移行体制づくりについて
8月18日	第3回障害福祉計画策定作業部会 (1) 施設の新体系への移行体制づくりについて
8月21日	第3回障害者基本計画策定作業部会 (1) 計画策定の方向性について
9月4日	第4回障害福祉計画策定作業部会 (1) 計画の基本的な視点について (2) 地域生活支援事業について
9月25日	第3回西東京市地域自立支援協議会 (1) 計画策定についての経過報告 (2) 相談支援体制について
8月21日	第4回障害者基本計画策定作業部会 (1) 計画策定の視点の文章化について
10月30日	第5回障害福祉計画策定作業部会 (1) 計画策定の視点の文章化について (2) 新体系への移行に対する支援の方向性（案）について
11月20日	第5回障害者基本計画策定作業部会 (1) 西東京市障害者基本計画（素案）について

日 付	内 容
11月25日	第4回西東京市地域自立支援協議会 (1) 障害者基本計画・第2期障害福祉計画について (2) 行政評価対象事業について (3) 相談支援体制について
12月3日	第6回障害福祉計画策定作業部会
12月5日	第5回西東京市地域自立支援協議会
12月15日 ~	パブリックコメントの実施
平成21年	

資料4 用語の説明

あ行

A L S (筋萎縮性側索硬化症)

Amyotrophic lateral sclerosis の略で、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患。純粋に運動神経のみが侵され、感覚神経や自律神経など、他の系統の神経は侵されない。

N P O

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。

か行

ケアマネジメント

援助を必要としている人に対して、地域のさまざまな社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

さ行

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

な行

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(あたりまえ)であるという考え方。